

平成27年第3回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 9月8日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
柿 沼 英 己 君	6
小 林 正 明 君	14
坂 部 敏 夫 君	18
○次会日程の報告	22
○散会の宣告	23
散 会 (午前10時17分)	23
第2日 9月9日(水曜日)	
○議事日程	25
○出席議員	25
○欠席議員	25
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	25
○職務のため出席した者の職氏名	26
開 議 (午前 9時00分)	27
○開議の宣告	27
○報告第3号の上程、説明、報告	27

○議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○認定第 1 号～認定第 6 号の一括上程、説明、委員会付託	35
○認定第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○次会日程の報告	43
○散会の宣告	44
散 会 （午前 10 時 17 分）	44

第 11 日 9 月 18 日（金曜日）

○議事日程	45
○出席議員	45
○欠席議員	45
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	46
○職務のため出席した者の職氏名	46
開 議 （午前 9 時 00 分）	47
○開議の宣告	47
○認定第 1 号～認定第 6 号の委員長報告、討論、採決	47
○議案第 40 号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第 42 号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第 43 号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○議案第 44 号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
○議員派遣の件	67
○閉会中の継続調査の申し出	67
○町長挨拶	67
○閉会の宣告	68
閉 会 （午前 10 時 29 分）	69

平成27年第3回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年9月2日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成27年9月8日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	野 村	智 一	君	2 番	高 橋	祐 二	君
3 番	坂 部	敏 夫	君	4 番	襟 川	仁 志	君
5 番	金 子	孝 之	君	6 番	小 林	正 明	君
7 番	柿 沼	英 己	君	8 番	富 岡	芳 男	君
9 番	細 田	芳 雄	君	1 0 番	黒 澤	兵 司	君
1 1 番	青 木	國 生	君	1 2 番	福 田	正 司	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成27年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年9月8日（火）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	福田正司君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	坂本道夫君
財務課長	椎名信也君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	柿沼孝明君
経済課長 兼農業委員会 事務局長	野村真澄君
建設水道課長	石橋俊昭君

兼 会 計 管 理 者 長	加 藤 政 一 君
教 育 委 員 会 長	高 橋 充 幸 君
農 業 委 員 会 会 長	服 部 慎 衛 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宗 川 正 樹
書 記	安 西 菜 月
書 記	大 谷 英 希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（福田正司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（福田正司君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告1件、条例の改正2件、その他1件、決算の認定7件、補正予算5件と発議1件であります。

陳情については、お手元に配付のとおり、「外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」の1件が提出されておりますので、報告をいたします。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成27年度6月分、7月分が監査委員よりなされておりますので、報告をいたします。

また、去る8月26日に教育委員会から、「千代田町教育委員会の点検・評価報告書」が提出され、お手元に配付いたしましたので、報告をいたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（福田正司君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

10番 黒 澤 議員

11番 青 木 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（福田正司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から18日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から18日までの11日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（福田正司君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

また、今会期中の町長発言については、自席による着座での発言を許可いたします。

最初に、7番、柿沼議員の登壇を許可いたします。

7番、柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

まず、1問目なのですが、西小学童クラブの増築についてということであります。子育て支援ということで千代田町も力を入れていただいているわけなのですが、子ども・子育て新制度がスタートいたしまして、学童保育についても、質、量ともに充実していこうということが求められているわけであります。

そんな中で、学童保育については、市町村の責任においてやることということが位置づけられました。また、子ども・子育て、こういったことも市町村単位で計画を策定しなさいということが義務づけられました。また、学童保育の補助金は、国からの交付金という形になったわけであります。また、指導員の処遇についても、改善あるいは人材確保の方策についても述べられているわけであります。特にポイントは、新制度になりまして、児童福祉法の改正で、学童保育の対象年齢が小学校3年生から小学校6年生までということで、千代田町も子育て支援の重要性を認識されているというふうに思いますが、これについて議論していきたいと思っております。

まず、1点目、現状はどうかということで、見通しを含めてお話ししていただきたいと思っております。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援法の制定により、学童保育に関連する法律である児童福祉法の一部が改正され、平成27年4月1日より施行となりました。この中で、学童保育所を利用できる対象児童につきまして、「小学校に就学しているおおむねの10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」と改正されたことにより、実質小学校6年生まで拡大して利用できることとなりました。このことから、本町におきましても、保育が必要な児童に対しまして、小学6年生まで対象として本年度の募集を行ったものであります。

特に西小学童クラブにおきましては、60人の受け入れに対し、通年、夏季休暇と短期の希望を含め

93人の申し込みがあり、1.5倍を超える希望状況となりました。1年間を通じて保育が必要な児童は全て受け入れを行いました。夏休みなど短期での希望者を含めると、施設の許容をはるかにオーバーしていますことから、一部の方々には、総合福祉センター内にある児童センターを臨時的に活用していただく形で本年度は児童の受け入れを行っております。その後、入所、退所等ございましたので、現在の西小学童クラブの登録数は、8月31日現在で80名となっております。

また、現状の運営体制ですが、施設は保育室1室、遊戯室、連絡棟で構成され、通常の職員体制は臨時指導員3名、パート指導員2名で運営し、利用者の増える夏季休暇等につきましては、大量に必要なパート指導員などを随時雇用して対応しています。

このような状況の中、今後も女性の社会進出等により、学童保育所の利用希望者は継続的に増加傾向となることが予想されますので、今後学童保育を必要とする利用者のニーズに早期対応を行いたく、西小学童クラブの増築を考えているところであります。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 現状と今後についてということでお話がありました。先ほどお話がありましたけれども、西小学童クラブ、80名を超える生徒になっているということで、その増築について、計画がどうなっているのかお話しいただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、今後学童保育のニーズは増えていくことと想定しております。現在西小学童クラブは、保育室1室ですが、利用者も多く、保育室以外の部分も活用して保育を行っている状況を踏まえ、現状の利用者ニーズと安全安心な保育を行っていくために、35坪前後の保育室1棟を早急に増築し、2教室での運営を行いたいと考えております。

なお、来年度希望者の受け入れもございますので、本年度中に増築し、受け入れ態勢を整えたいと思いますので、工期の短いプレハブ工法等での建築を考えているところであります。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 増築が決まったということなのですが、それに対する……

○議長（福田正司君） 柿沼議員、マイクをお願いします。

○7番（柿沼英己君） はい。それに対する増築ということで、県などの補助金等があるのかどうか。また、運営はどんな形になるのかお話しいただければと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

今回このような状況の中、学童保育所の増築を早急に行うわけでございますが、今回の内容で対象

となる施設整備補助金が見当たりませんでした。また、通常の運営につきましては、国、県分として、県費学童保育所運営費に関する補助金等を受けております。この補助金は、学童保育所の年間を通じた運営に対し、開所日数、受け入れ人数、経費等について運営補助金を支給するというものであります。今回の増築につきましては、保育室の設計、建築を含めた5年間のリースを予定しており、増築分のリース料につきましては、運営経費として計上することができますので、この補助金に対応していきたいと考えております。

なお、今回の増築により、西小学童クラブにつきましては、保育室1室が増えますので、1単位から2単位となり、2カ所分の補助金を申請することができます。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） お話を聞きますと、有利な点が多くなるということで、一番には待機者もなくなるということで、大変喜ばしいことだと思います。

今後の運営、千代田町も子育て支援に力を入れているという、今後量と質の充実が求められるわけですが、今後の運営についてお伺いしたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

西小学童クラブにつきましては、お答えいたしましたとおり、本定例会の一般会計補正予算（第2号）に経費を計上させていただきまして、早急に増築の対応をさせていただきたいと考えております。また、今後学童保育所運営に関しましては、保育が必要となる小学校6年生までの利用者のご希望に対応できるよう、東、西学童クラブとも、必要となる人材の確保や施設等の整備を総合的に進め、安全安心な保育環境の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） それでは、2問目の質問に行きます。

環境のまちづくりということで一般質問をしたいと思います。先日、総務文教常任委員会のほうで見附市のほうで研修させていただいて、環境の切り口からまちづくりをしていこうということで、大変刺激のある研修をさせていただきました。そんな中で、千代田町はどうなのかなということで、そういったことを念頭に置きながら質問させていただきたいと思います。

環境問題については、平成5年に国においては環境基本法を制定し、地方自治体においても、みずからの地域における環境行政の基本となる事項を条例とかで定めている例が多いわけでありまして。群馬県においても、県が条例、また高崎市とか、そういったところも条例化しておるわけでありまして。千代田町については、内部で、役場で、エコちよだということを定めて環境問題に取り組んでおるわけですが、そういった面で、条例化、その違いがどうなのかなということでありまして。

高崎とか見附市、大体条例の項目というのは決まっているわけです。目的、見附市を例にとれば、住民が安全で健康かつ快適な文化的な生活を営む、そういった良好な環境を実現すると、こういった目的。次に、定義として、環境への負荷を減らす。地球環境の保全。公害をなくしていこうと。そういった中で、市の、町行政の責務あるいは事業者の責務、あるいは住民の責務みたいなことで、そういった中で行政の連続性というのですか、そういった中で環境基本計画をつくり、また住民から選ばれた、そういった審議会を開いてやっていくということで。また、環境教育等を推進すると。こういったつくりが、大体環境条例の骨子といいますか、そういった形になっております。

そういった形で、千代田町のエコちよだと環境条例の違い、これについてお話ししていただきたいと思えます。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

エコちよだと環境条例の違いについてのご質問ですが、まずエコちよだにつきましては、平成19年4月に「エコちよだ2007」と題し、実施計画を策定いたしました。現在では、「エコちよだ2015」といたしまして取り組んでおります。

この計画は、千代田町の職員みずからが意識改革を行い、環境マネジメントを積極的に推進することで、町民や事業者の環境保全意識を高め、自然や環境と一体となった循環型社会の構築を目指すことを基本理念として取り組んでおります。多くの自治体では、環境保全の国際規格ISO14001を取得しまして、外部審査を受ける認証登録方式により運営しておりますが、認定を取得する場合、その後の更新等に多額の費用がかかることから、本町では独自の環境マネジメントを目指すエコちよだとして、千代田町職員の意識改革を行い、循環型社会の構築を目指すため、一事業所といたしまして取り組んでおります。

一方、環境条例につきましては、平成5年に国において環境基本法が制定され、その後、自治体におきましても、みずからの地域における環境行政の基本となる事項を環境基本条例として定めている自治体が多いようでございます。その内容は、国の環境基本法に倣い、条例の目的、定義、各主体の責務規定、環境基本計画の策定の位置づけ、基本的施策の提示、環境審議会の設置などが定められるのが一般的とされております。

このようなことから、エコちよだでは、町が行政活動をする上で、職員みずからの意識改革を行うことにより循環型社会の構築を目指すため、役場庁舎、各施設、保育園、幼稚園及び学校などにより取り組んでおりますが、環境基本条例では町における環境行政の基本となる事項を定め、ごみの減量や公害の防止、資源の再生、再利用、自然環境の保護や活用における町、町民、事業者、滞在者などの責任と義務を明らかにし、よりよい環境を未来へ継承するため、総合的、長期的な施策の骨子を定めたものとなっております。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） エコちよだというのは、ざっくり言いますと、役場庁舎内というか、そういった形だと思います。

次に、質問に行きたいと思います。館林では先日、上毛新聞ですか、防災拠点に、災害などでライフラインが途切れても、電力を供給し、そういった最低限の機能を3日間維持できるぐらいのことを考えて、出力10キロの太陽光発電、10キロの蓄電池を、県の再生可能エネルギー導入推進基金事業を活用して、安全安心のまちづくりということに取り組んでいるということです。平時には余剰電力を自家消費することで、年間、1カ所当たり32万円分の節電、二酸化炭素に換算して約5トンの削減効果が見込めるというようなことで運用を開始したということでもあります。

そういったことで、私も以前、そういった防災拠点にどうですかみたいな質問をしたことがあるのですが、これについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

去る8月10日付上毛新聞におきまして、館林市で防災拠点3カ所に設置した太陽光発電の運用を開始したことが報道されました。これによりますと、子ども科学館へは市役所が被災して使えない場合に対策本部の設置を想定しており、他の2カ所は、避難所である総合福祉センターと保健福祉センターとなっております。そして、これらの費用につきましては、県の再生可能エネルギー導入推進基金事業、いわゆるグリーンニューディール基金事業を活用したものでありますが、この基金事業につきましては、平成25年度に事業の募集を行い、今年度平成27年度で事業は終了ということでもあります。

したがって、本町におきましては、役場の被災時の代替施設として、あるいは大勢の被災者の受け入れ可能な避難所施設としての町民プラザや体育館など、防災拠点に対する太陽光発電及び蓄電池の設置につきましては、多額の費用がかかることから、その必要性は理解しておりますが、大変厳しいと考えております。

平成24年9月議会の一般質問におきまして柿沼議員のご質問にお答えいたしましたように、役場庁舎や町民プラザなどでは自家発電施設を設けてあり、また自家発電のない施設におきましては、過去に可動式発電機のリース等に対応した経緯もありますことから、費用の面におきましても、これらの方法を防災拠点の電源確保策の一つとしてもよいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 自家発電で対応するというので理解いたしました。

次に、見附市で、エコスクールということが主題で行ったわけなのですが、大変節水の取り組みですとか、太陽光発電を9割補助で設置しているとか大変進んだ学校というようなお話を聞いてきました。小中学校各校は、環境への取り組みということで、例えばコップを活用して節水しようと

か、そういった環境教育というのですか、そういったことに取り組まれているということで見てきました。

そんな中で、太陽光発電を9割補助ということで、文科省に聞きましたら、その制度は今、半額補助でやっているそうなのですけれども、あくまでも県に提出して採択されればというようなお話も聞きましたので、そういったことも含めて、環境教育も含め、エコスクールということで、学校も環境に優しい教育ということで取り組んでいるわけなのですけれども、千代田町の場合もみどりの少年団とかいろいろやっていると思うのですが、エコスクールと太陽光発電ということでお話をいただければと思います。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

本町のエコスクールの現状につきましては、小学校では緑のカーテンを設置し、日陰による節電について、子供たちが体験的に学習できるように努めております。資源のリサイクルという点では、3校とも牛乳パックのリサイクルを行い、トイレトーパーに交換したり、アルミ缶の回収では、業者に引き取ってもらい、児童生徒用に還元したり、また古新聞などの資源回収では、PTAにも協力していただいている場合もあります。ほかには、ペットボトルのふたを回収し、世界の子供たちのワクチン購入に寄附したり、プリンターなどのインクカートリッジのリサイクルにも努めております。また、節電という点では、電灯のスイッチを小まめに切ったり、現在各校とも冷暖房にはエアコンを使用しておりますが、原則として冷房時には28度、暖房時には22度に室温を設定し、節電に努めております。

それから、今お話しいただきました水の量のことでございますけれども、本町でも、具体的な水の量を制限はしておりませんが、小学校では歯磨き用に自分のコップを使用して、できるだけ無駄な使い方をしなうように節水に努めております。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 千代田町もしっかりやっているということでお話をいただきました。

最後の質問なのですけれども、エコちよだは、どうしても内向きの環境の条文であるということで、環境条例をつくって、そういった町民への責務等もあるわけですが、そういった町民への啓蒙、また環境行政にみずから協力していただくような参加、そういったものを含めて、そういった環境条例をつくると思いますか、その考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

町では、生活環境や自然環境の保全のため、各種施策を講じてきているところでございます。本町

が有している恵み豊かな自然環境を次の代に引き継いでいただくことが、今を生きる私たちの大きな責務と考えております。

環境基本条例の策定状況でございますが、都道府県が97.1%、政令指定都市は100%、市区町村では57.5%となっております。環境基本条例は、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めることが求められることとともに、住民生活にも影響を及ぼすものでございますので、町全体の合意形成が不可欠なものと考えております。他町の動向で先進地の事例を研究しながら、長期的視野の中で検討してまいりたいと考えております。

本町の環境行政につきまして、循環型社会の町を目指し、町民と事業者、行政の協力で、ごみの減量分別、再利用など、ごみの減量化に向け、諸施策を実施しております。資源ごみの回収では、紙パック、食品トレー、廃食用油、古着や小型家電などの拠点回収を行っております。また、資源ごみ分別収集の促進のため、ごみ減量化推進助成金や生ごみの減量化を効果的に進めるため、生ごみ処理機購入費補助金の交付を行っております。今後ごみの排出抑制のため、町民の皆様にごみ減量とリサイクルについての理解を深めていただきますよう、PR活動に取り組んでいきたいと考えております。

また、各地区に生活環境委員さんが1名おりますが、常日ごろ区域内の生活環境の改善指導及び環境保全意識の普及啓発に関し大変ご協力をいただいております。ごみ減量化につきましては、今後も生活環境委員の皆さんを初めとする行政区の皆様にご協力をいただきながら、これまで町で実施してまいりました各種施策、事業の充実を図り、ごみの減量化、資源化をより一層啓蒙してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） では、3問目の質問に行きたいと思っております。

3問目は、健康の切り口でまちづくりを考えていこうということで質問したいと思っております。とりあえず健康というのが一番大事であると、健康の上に全て成り立っているというふうに思います。国においても、21世紀における国民健康づくり運動ということで、2000年に厚生省が定めたそういった施策があります。

まず、1点目は、壮年期の死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上、こういったことを実現していこうということで国のほうも推進しているわけでありまして。そんな中で、1次予防の重視、健康づくり支援のための環境整備、目標の設定と評価、そういった運動の推進ということでつくっているわけなのでありますが、そういった中で千代田町はどうなのだろうかというようなことを比較しながらお話しさせていただきたいと思っております。

少子高齢化ということで、またがん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病も増えているというのと、また寝たきり、また認知症などの、そういった高齢化になって、そういったことも増えているということで、市町村もこれについてやっぱり真剣に取り組んでいると思っております。そういった中で、健康の

まちづくりということで千代田町もいろいろ取り組んでいただいているわけなのでありますが、そういった健康づくりが、最終的には地域に根づくのが一番いいのではないかなというふうに思います。

どこの地域の人に聞いても、中高年の方に聞きますと、運動不足ということを実感している人が多いというふうに思います。そういった中で、高齢者の方もいろいろ、健康づくりということでウォーキングをしたり、温水プールへ行って泳いだり、いろいろ取り組んでいると思うのですが、そういった中で筋力、筋肉を鍛えるということが重要であるというようなことで、そういったことで寝たきりを防ぐ、健康寿命を延ばす、そういったことで、マシンを使ったフィットネスとか、そういったことが増えていると思います。

見附市においても、まちの駅というのですか、みんなが寄るところに、そういったコーナーがありまして、そういったフィットネスを気軽に取り組んでいただくというようなところを見てきたわけなのですが、そういった高齢者へのフィットネス、そういった運動の機会の提供、そういったことを育成していくことが重要なことというふうに思うのですが、こういったことについてお話しいただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 柿沼議員に申し上げますが、次の質問の時間が多分とれないと思いますが、それでもよろしいですか。

○7番（柿沼英己君） そうですね。では、まとめてやってしまいます。済みません。ちょっと時間がないので、まとめてやらせていただきます。

○議長（福田正司君） 短目をお願いします。

○7番（柿沼英己君） 歩いて暮らせるまちづくり、そういったウォーキングを町内でやっていったらどうかということがあります。あと、千代田町はスポーツが大変盛んになってきたということで、スポーツ少年団の育成についてもお話しいただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

高齢者対象のスポーツ関係の現状につきましては、温水プールでは年間を通じて、一般から高齢者向けの水中アクアビクス教室や一般水泳教室、保健センターとの共催事業として水中ウォーキング教室を実施しております。いずれの教室も高齢者の方にも参加しやすい内容となっており、参加者のほうからも好評をいただいておりますので、今後も同様の教室を開催するとともに、参加者の増加を図っていきたいと考えております。

また、ちよだスポーツクラブでは平成25年度から、町民プラザで毎月1回ヨガ教室を実施していましたが、本年度からはムーブストレッチのクラブ活動も開始いたしました。保健センターにおいても、一万歩の会によるウォーキングを実施しており、ともに高齢者に無理のない運動で、参加者の年齢層は幅広く、一緒に運動を楽しみながら世代間の交流が図られる有意義な教室であると考えており

ます。

現在、総合体育館にトレーニングルームがあり、バイク、ウォーキングマシン、ベルトバイブレーターなど設置しております。例えばプラザ等へのフィットネス器具の設置についてでございますが、けがや事故防止のため、トレーニングルームなど部屋の確保が必要となります。プラザでは、講義室やリハーサル室、音楽室などの部屋の貸し出しを行っておりますが、各種団体の活動で頻繁に使用しており、トレーニング室として整備することは既存団体の活動に支障が出てくると考えられます。今後総合体育館のトレーニングルームにつきましても、部屋の広さやインストラクターがいないことなどから、設置できる器具に制限がございますが、多少遠くても運動しにしたいとなるようなフィットネス器具の整備に努めていきたいと考えております。

千代田町では、平成14年から18年度にかけ、まちづくり交付金事業、サイクリングロードネットワーク事業及び国土交通省の支援により、なかさと公園を核とし、利根川左岸堤防天端と利根加用水路沿線を利用した自転車、歩行者道を整備いたしました。なかさと公園から堤防天端を歩き、利根大堰を經由して、利根加用水沿線に戻ると1周約11キロメートルのコースとなります。また、赤岩渡船場、瀬戸井、上中森の堤防天端に休憩所の設置や、案内板による公共施設等へのご案内を初め道標設置のほか路面標示等を整備してございます。おかげさまでウォーキング、サイクリングなどの多くの皆様に、四季折々の景観や季節感を肌で感じ、健康増進等快適にご利用いただいております。

また、身近な生活空間での考え方として、今後の人口減少や高齢化対策のため、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク、すなわち市街地居住区域や生活サービス拠点区域等の誘導による集約化を図り、郊外の地域を公共交通で結ぶといったものでありますが、本町の現状を見ると、歩いて買い物等に行けるといった環境は厳しいと思われまます。よって、身近で健康増進といった考え方で、安全にウォーキングのできる環境づくりとして、西小学校や千代田中学校周辺で実施しているゾーン30の設定や路面ペイントによる歩行者優先空間の整備を考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（福田正司君） 以上で、7番、柿沼議員の一般質問を終わります。

続いて、6番、小林議員の登壇を許可いたします。

6番、小林議員。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） 6番、小林正明でございます。議長の許可をいただきました。ただいまより一般質問に入らせていただきます。テーマとしては2つございます。

まず、1つ目でございます。空き家対策についてお尋ねいたします。空き家対策につきまして質問するわけですが、少し口上を申し上げます。

近年、高齢化や人口減少の影響で空き家は増加を続けております。2013年度総務省統計調査によると、全国の住宅の14%に当たる820万戸に上っているとのことであります。県内においては約15万

100戸、全国平均の13.5%を3.1%上回る16.6%、6軒のうち1軒が空き家であるとのデータが出ております。自然災害などで倒壊が懸念され、またごみや治安悪化などで近隣の迷惑施設となっている場合もあります。これら空き家、そして特定空き家の改善対策についてお尋ねいたします。

まず、1つ目ですが、町内の空き家、特定空き家の戸数について現状はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

町内の空き家及び特定空き家の戸数についてのご質問であります。これまで調査等は実施しておりませんので、それぞれ戸数につきましては把握をしておりません。しかしながら、今年5月に完全施行となりました、空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定された背景を考えると、増え続ける空き家に対する総合的な対策が必要になってくることから、本町におきましても実態調査を実施したいと考えております。その調査であります。空き家の戸数とその所有者、建物の状態など、調査内容や調査方法等を本年度中に検討し、平成28年度には調査を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） 法律では、空き家についての条例化といいますか、もう既に決まっておるわけですが、対応が正直遅いのではないかと多少失望した次第であります。

私たちの身の回りにおいても、はっきり私の隣組でも空き家がもう出ております。そして、独居老人が増えております。こういった中で、必然的に空き家というのは増える一方になるかと思っておりますので、先ほど申し上げましたけれども、犯罪の抑止にもつながるかと思っておりますけれども、ともかく我々のところは都市部ということではないのですが、太田市ほか大きな市においては、もうそういった対策チームを立ち上げておりますので、ぜひもう一度再検討を早目をお願いしたいと思います。

次に、空き家対策特別措置法の対応策についてお尋ねいたします。具体的には、相談窓口の設置、そして空き家適正管理条例などについて、現在町としてどのようなお考えをしているのかお尋ねしたいと思っております。お願いいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法では、国や県、市町村の権限や役割をそれぞれ規定しており、この中で市町村につきましては、空き家等管理計画の策定が努力義務として規定されております。更に、国の指針では、この管理計画の項目の一つといたしまして、空き家等の所有者による管理、処分などの相談や、周辺住民の苦情など各種相談に対応するための相談窓口の設置を盛り込むことが望ましいとありますので、その方法になると考えております。管理計画とするか管理条例とするかにつきましては、今後各市町村の動向を参考にできればと考えておりますが、いずれにしてもまずは

本町の空き家の実態を調査し、その実態に応じた計画あるいは条例を制定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） ありがとうございます。ともかく前向きに、早く他市町村の事例を参考にやればと思いますので、確実な進捗をしていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、空き家対策補助制度について、そして空き家の再活用についてお尋ねいたします。これは、やはりほかの市町でも既にもう始まっているところもあります。空き家をどのようにしたら活用できるのか。あるいはいつまでも放っておかれて危険であったり、治安の悪化になるような環境にならないようにするためにはどうするのか。そのためには、やはり多少の補助金を出すとか、先ほど申しあげましたけれども、よその市町村の事例を研究しながらぜひ進めていただきたいと思いますが、町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

空き家等の管理につきましては、個人の所有物件でありますことから、第一義的には所有者がその責任において適正管理を行うべきところであります。しかし、経済的理由等により放置されてしまう場合も考えられることから、その対策として、改築や改修工事あるいは解体等の費用の補助制度は有効な手段だと思いますので、実態調査の結果を踏まえた上で検討したいと考えております。

先ほどから申し上げますとおり、実態調査によって建物の大きさや状態、所有者の意向なども把握した上で、空き家の利活用につきましても必要に応じた施策を取り入れていくことになろうかと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） 十分検討していただいて、早目の対策をとっていただきたいと思います。

それでは、次の2つ目の質問に入らせていただきます。国語教育についてお尋ねいたします。敬語など言葉遣いに対する意識が高まり、誤った表現が気になる人が増えているように思います。2013年度国語に関する世論調査の結果から明らかになりましたが、読書量の減少傾向が続いております。その中で、スマートフォンの普及などで電子書籍の利用が一定程度広がっているのも事実であります。しかしながら、健全な子供を育てるためには読書は必要不可欠であると思います。最も読書をすべき10歳代の子供たちの読書量を増やす方策について、また小学生の読解力、表現力を向上させる辞書引き学習についてお尋ねいたします。

1つ目でございます。小学校の辞書引き学習についてお尋ねいたします。自分から学ぶ力をつける、達成感を与えながら学ぶ習慣をつけることが大切と考えますが、いかがでしょうか、お尋ねいたしま

す。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

辞書引き学習につきましては、小学校3年生から国語辞典の使い方の学習が始まりますが、物語などの文章を、児童が自分で国語辞書を使って言葉の意味を調べる学習を行っております。また、4年生からは、漢字辞書を使い、部首、それから画数などから漢字を探す学習も始めております。児童もなれない辞書引き学習で、授業時間だけでは足りませんので、言葉の意味調べの宿題を出したり、家庭での学習に取り組ませたりしております。

今後は、わからない言葉を児童が自分から積極的に辞書で調べ、言葉の意味を理解し、言葉がわかる喜びを体験させ、文章を読んでいく学習を充実させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） ありがとうございます。辞書で知らない言葉を探す、あるいは逆に、知っていることはもっと深く調べてみたいというのは、知的学習の一番の僕は根本にあると思いますので、今教育長も答弁のとおり、十分かと思いますが、今後もより強力で推進していただきたいと思います。

次に、小中学生の読書についてお尋ねいたします。読書の習慣化が大事であります。朝の読書、すき間読書などの現状はいかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

朝の読書につきましては、小学校では週2回程度行い、読書の習慣化を促し、学期1回程度は読み聞かせのボランティアの方をお願いする場合があります。中学校では毎朝行い、読書の習慣化が定着しており、1日の学習が落ちついた雰囲気の中で始まり、学習に対する心構えができるように学校全体で努めております。

すき間読書につきましては、小学校では、テストや学習が予定より早く終わった児童には読書をさせたり、休み時間には図書室を利用させたりするなど、読書の習慣化に努めておりますが、今後とも休み時間や時間があいているときには、個々に応じてできるだけ読書を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） ありがとうございます。

続きまして、学校図書室の利用状況についてお尋ねいたします。あわせて、秋の読書週間あるいは

読書祭り、呼称、呼び名についてはいろいろあるかと思いますが、現状についてお尋ねしたいと思えます。特に図書館のにぎわい等も大事かと思えますので、そういったことで図書の利用状況についてお尋ねいたします。その中の利用者1人当たりの貸し出し数の推移についてお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

学校図書室の利用状況につきましては、小中学生合わせて、1人当たりの貸し出し数が、平成24年度は50冊、25年度は60冊……訂正させていただきます。25年度が60冊、26年度は70冊程度となっております。年々増加しております。また、小学生と中学生を比べますと、小学生のほうがはるかに貸し出し数が多くなっており、小学生の読書意欲の高さがうかがえます。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） 私の質問としては終了させていただきます。

教育長、本当にこれからはますます子供の読書量を増やすような環境、そして図書館のにぎわい、図書室のにぎわいをもっともっと活発になるようご協力をよろしくお願ひしたいと思ひまして、質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田正司君） 以上で、6番、小林議員の質問を終わります。

続いて、3番、坂部議員の登壇を許可いたします。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫です。通告どおり、今回は一本締めで質問をさせていただきますと思ひます。

農業等の、農業等です。長期政策を問うというタイトルでお願いをしてあります。全ての町民が健康で活力に満ちて、勉強することも仕事をするこも、生活することも生きがいを持って励む、そして本当に住んでいたよかつたな、千代田町、生きていてよかつたな、この社会に、この世の中にとつような環境をつくるこが我々の使命と、このように考えておりまして、そういう概念、コンセプトのもとで、今回は農業関係、農業等について質問させていただきます。

まず、4つ並べて質問させていただきます。当町における休耕地の実態はいかほどですか。全耕作地に対する面積とパーセント、もしデータがあつたらご教示をお願ひします。

2つ目、休耕地の活用策は思慮されていますか。お考えになつていますか。

3つ目です。農業や植木業などの後継者不足に対する対策、助成はどのように考えていますか。

最後です。地域特性を生かす植木、農業の振興はどのような計画をなされていますか。

以上、ご質問申し上げます。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

まず、休耕地の実態ですが、群馬県農林水産統計年報によりますと、千代田町には田が762ヘクタール、畑が202ヘクタールあり、このうち減反政策の保全管理地を含めた休耕地のうち耕作が放棄された遊休農地は、農業委員による農地パトロールの調査結果では9.3ヘクタールで、これは全農地の約1%に当たります。

遊休農地の活用については、今後も増加が予想されるところでありますが、本年度から運用が始まりました農地中間管理事業で、担い手農家への集積化を進めていくことが活用策の一つと考えております。

次に、後継者不足につきましては、千代田町だけではなく、全国的な問題となっており、国ではさまざまな対策を講じております。後継者として就業するということは、業として生活が成り立つ必要がありますので、米麦だけではなく、収益の上がる作目に取り組まなければなりません。そのための機械導入補助や、また親元就農だけではなく、農家の出身以外で農業への新規就農を希望する意欲のある方には、研修期間中の生活基盤を支えるための研修費を支給する制度にも取り組んでいきたいと思っております。

最後に、地域の特性を生かす植木、農業の振興につきましては、米麦を主体とした農業に取り組んできました千代田町であります。今後地域の特性を生かせる作目を研究し、千代田町の農家が自立できる道を確認していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） ご回答ありがとうございました。

マクロ的に長期的な展望を踏まえての回答ということですので、それで大体終わるところなのですが、もうちょっと細目にわたって伺いたいと思っております。

千代田町、町全体から考えれば、生活の糧となる収入というのは、米作を中心とした農業、野菜づくり、酪農であり、あわせて商工業への就労、こういうことで生活の糧が得られるわけです。農業については、効率のよい農業を進めるための施策として、農地の集積は不可欠であると考えます。大きな農業機械、これが超スピード、高速で田んぼの中、畑の中を走れるような、そういう効率のいい環境をつくることも必要ではなかろうかと、このように思っております。この案件は、執行部において、とりあえずの青写真、もしくはローカルの素案といいますか、そういうものは持っていらっしゃるでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

一応、一問一答ということですが、最初町長にお答えいただいたことを1問目にして、今これから申し上げることは、一応項目を並べて質問しますので、まとめて概念的な回答をいただければよろし

いかと、このように思っています。

新聞報道からですけれども、政治環境として、農林水産省は、意欲のある農家へ農地を集積するため、耕作放棄地への課税強化を進めていると、こういう新聞報道が昨今出ております。前からあったことなのですが、最近は顕著に、頻繁に出ております。環太平洋経済連携協定TPP、この交渉決着をにらみ、耕作放棄地への課税強化は、持ち主に売却を促し、新規就農者が農地を確保しやすくする目的であるとのこと。あわせて、地球の温暖化、これはこの地域に対してどのように波及されるか考えていらっしゃいますか。

作家の半村良という氏は、氏の長編小説「妖星伝」で20年以上前に、「海にはサメの群れが泳いでいる。水面の上昇でサメなどの行動範囲が拡大した」、このように書いていました。それが現実となって、海水浴場で今年の夏は大騒ぎになっておりました。

北アルプスや乗鞍岳の山頂にはライチョウが生息していますが、これを猿が補食をしているという報道も、テレビ、新聞などで報道されています。厳しい寒さの山頂には猿も近づかなかったのですが、地球の温暖化で猿の生息域に変化が見られている、そういう実態でございます。

国連で地球の温暖化防止策が協議されていますけれども、しばらくは地球の温暖化は進むと考えております。しかるに、この千代田町が亜熱帯になるのは数世紀後としても、近い将来、近畿以南の気候になることは容易に予想されます。執行部では、当町への波及をどのように考えていらっしゃいますか。

千代田町の農業は、米作を中心、主力とするも、次世代向けのブランド品として何を育てるかが現代に生きる私たちの責任であり、課題であると認識しております。要は事業転換も視野に入れるときだと思しますので、その辺の認識度を伺いたいと思っております。

千代田町の現状と特色、この辺をどのように捉えていらっしゃいますか。当町にはビールや日本酒の酒蔵があり、大型ショッピングセンターもあり、広義的に考えれば一応は核になる地場産業があると思います。しかし、問題は、高齢者や女性が進出できる職場、これがないということが課題と感じておりますが、いかがですか。

「みどりちゃん」で表現されるとおり、当町には緑豊かで肥沃な大地とでっかい太陽と空、清潔な水、そしてきれいな空気、更には温暖ではあるが、メリ張りのある四季があります。地価が安いのも大きなセールスポイントと思いますが、この辺の捉え方を伺います。

また、自然災害が少なく、台風による被害も少ないことも好環境と言えます。この利点を生かして、国の中期的税制施策と地方再生戦略に沿い、あわせて長期的な地球環境、すなわち温暖化を先取りして地場産業の育成計画をすべきと考えますが、構想はお持ちですか。

そこで、質問のまとめとなります。千代田町の特産品、すなわちブランド品を生産する計画はございませんか。銀座千疋屋で扱っていただけるようなものをつくるのです。北海道の夕張メロン、深谷のネギ、下仁田のコンニャクとネギ、藪塚の小玉スイカ、明和の梨、信州や青森で代表されるリンゴ

など、数を上げれば切りがないほどすばらしいものがあります。

そこで、この千代田町では、気温の上昇とはいえ、パイナップルやバナナ、マンゴー、こういうことは難しいと思います。柿などをつくって、すばらしい富有柿、渋柿でも空っ風を利用した干し柿などをつくったらいかがでしょう。こういうことについての代替案は、素案として何か考えたことはありますか。

柿の木は乾燥を嫌うようです。山梨県などは田んぼで柿を栽培しています。山梨の干し柿、枯露柿は別格のうまさがあるって、特上品であります。よって、千代田町は柿を植えたらいいと思いますが、その辺の感触をお伺いしたいと思います。

ちなみに柿の出荷量ランキングは、1番が和歌山、奈良、福岡、岐阜、福島だそうです。2番目には柑橘類の栽培、ミカン、ポンカン、伊予カン、デコポン、ハッサク、ユズ、ナツミカン、アマナツなどとたくさんあります。3番目は梅類の栽培。厳しい冬に耐えて春先に開花する梅花は、梅の花ですね、香り豊かで、品種を選べば商品になります。これからも夏の暑さは右肩上がりか予想されます。熱中症対策で梅干し、こういうことも作り出したらすばらしいかと思います。こういう6次産業も効果ありと考えますが、いかがですか。

問題というか課題は、今苗木を植えることです。すなわち金のなる木を植える、こういうことを今私たちがやっておけば、子供たちや孫たちがその恩恵に浴すると思います。これならば労働力も得やすい。坂部にすぐ稲をつくれといっても無理です。

ですから、こういう形でやっていけば、クライנגルテン、議会で視察をしたことがあります、千葉のほうで。その発展的なもので千代田ガルテン、こういうことで、千代田町へ滞在や移住をして栽培をしてくれる、収穫をしてくれる手を招くこともできるかと思っています。農業法人の組織も容易であると思っています。我が町には豊富な経験、確かな実績、この植木業の方がたくさんいらっしゃいます。本提案の推進実行には大きな力になっていただけると確信します。お考えをお聞かせいただきたいと思っています。

まとめます。高齢者や女性が働ける環境が提供できればいいと、このように思っています。商工業の企業へ勤務するのと並行して、本施策の推進により、生きがいと活性化が促進され、町の富裕度も向上すると思います。若い方も安心して住め、あわせて育児、教育、医療その他、町民福祉が充実します。このような事業転換を推進をするお考えはお持ちですか。まとめて概念的な回答をいただければ幸いです。

以上、質問を終わります。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） 手法はいずれにいたしましても、議員の提唱する趣旨につきましては同感でございます。

詳細につきましては経済課長に説明させます。

○議長（福田正司君） 野村経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村真澄君） 詳細説明を申し上げます。

まず、農地の集積につきましては、農地中間管理事業が今年から既に始まりましたが、千代田町で今後、畦畔除去というようなものを進めていきたいというふうに考えて、これから地元の方と相談をしながら、一部テスト的なケースでございますけれども、進めていきたいというふうに考えております。

それでは、質問の回答でございますけれども、関東の穀倉地帯である千代田町では、これまで米麦を中心に農業を進めてきたというような地域でございます。この米麦以外では、転作作物といたしまして、大豆を初めブドウなどの果樹、キヌサヤ、ブロッコリーなどに取り組んでまいりました。しかし、なかなか定着する作物というのが出てこなかったというのが現状でございます。現在ではブランド化された白菜「邑美人」、それにゴーヤ、こういったものが定着してまいりました。今後は、米麦との複合経営の望みが非常に増えてきたというような現状でございます。特産品といたしましてブランド化に至るまでには、気候、土壌、販売経路に加え、生産に取り組む多くの人たちの士気といった、幾つもの障壁を乗り越える必要があるというふうに思います。

一方、加工品の特産品といたしましては、地元の農産物ではなくてもつくることは可能でございますが、一流なものにしていくためにつきましては、やはりほかとの差別化を図ることが必要不可欠なろうかと思っております。

議員の言うように、今後気象条件などの変化によりまして、今まで考えていなかったような作物に挑戦できる可能性が出てまいりました。栽培品目の研究、力の弱い方の就農を含む後継者対策といたしまして、あわせてクラインガルテンなどによります新規就農への誘導、こういったものも視野に入れながら、柔軟な考え方で農業振興にこれから当たっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 希望のある、夢のある回答をいただきましてありがとうございます。町長からも、私の提案に対して、同感という力強いご支援をいただきまして、私も将来に対して楽しみに思っているところでございます。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（福田正司君） 以上で、3番、坂部議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（福田正司君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす9日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（福田正司君） 本日は以上をもって散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時17分）

平成27年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成27年9月9日（水）午前9時開議

- 日程第 1 報告第 3号 平成26年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 2 議案第37号 千代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第38号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第39号 字の区域の変更について
- 日程第 5 認定第 1号 平成26年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 6 認定第 2号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 7 認定第 3号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 8 認定第 4号 平成26年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 9 認定第 5号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第10 認定第 6号 平成26年度千代田町下水道事業会計歳入歳出決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第11 認定第 7号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	福田正司君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 谷 直 之 君
副 町 長	大 吉 永 勉 君
教 育 長	中 山 隆 二 君
総 務 課 長	坂 本 道 夫 君
財 務 課 長	椎 名 信 也 君
住 民 福 祉 課 長	森 茂 人 君
環 境 保 健 課 長	柿 沼 孝 明 君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	野 村 真 澄 君
建 設 水 道 課 長	石 橋 俊 昭 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	加 藤 政 一 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	高 橋 充 幸 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宗 川 正 樹
書 記	安 西 菜 月
書 記	大 谷 英 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(福田正司君) おはようございます。

本日の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程につきましては、議事日程のとおり、日程第4まで議了し、日程第5から日程第10までは町長の提案説明及び監査委員からの監査報告、日程第11は町長の提案説明、監査報告、質疑、討論、採決を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、各課長、局長からの決算説明については、この後設置予定の決算審査特別委員会においてお願いをしたいと思います。

○報告第3号の上程、説明、報告

○議長(福田正司君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、報告第3号 平成26年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(福田正司君) 町長に報告を求めます。

大谷町長。

○町長(大谷直之君) 報告第3号 平成26年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告をいたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

各比率の概要であります。まず健全化判断比率につきましては、算定すべき4つの比率のうち、実質公債費比率が0.6ポイント上がり6.6%となりましたが、基準を下回っており、その他の比率は各会計が黒字であったこと等により算定されておりません。

また、資金不足比率につきましては、下水道事業特別会計及び水道事業会計においてそれぞれ資金不足は発生しておりませんので、算定されませんでした。

よって、基準を超える比率はありませんので、本町は健全財政が保たれていると判断するものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長(福田正司君) 椎名財務課長。

○財務課長(椎名信也君) おはようございます。報告第3号 平成26年度千代田町健全化判断比率

及び資金不足比率の報告につきまして、詳細説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の決算につきまして、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表するわけでありますが、事前にそれぞれ算定した比率及びその根拠を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告が義務づけられておりますので、ここに平成26年度決算の状況につきまして報告するものでございます。

お手元の報告書をご覧いただきたいと思えます。めくっていただきまして上の表になります。平成26年度健全化判断比率でございますが、この比率には上から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つがあり、表の右の欄にはそれぞれ早期健全化基準が設定されております。これら比率のうち1つでも早期健全化基準を超えますと財政健全化団体となり、財政健全化計画を策定して改善を図ることになります。また、下の表の平成26年度資金不足比率につきましても、それぞれ右の欄のとおり経営健全化基準が設定されており、この経営健全化基準を超えた場合は、経営健全化計画を策定することとなります。

それでは、各指標につきましてご説明申し上げます。まず、実質赤字比率についてでございますが、この比率は標準財政規模に対します一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものであります。平成26年度決算では実質赤字は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この比率は一般会計に特別会計及び企業会計を含めた全ての会計を合算し、標準財政規模に対する町全体の赤字の程度を指標化することによって、財政運営の深刻度を示すものであります。平成26年度決算では、全ての会計において黒字となっておりますので、比率は算定されませんでした。

3番目の実質公債費比率でございます。この比率は、3カ年の平均をあらわすものでございますが、一般会計や各特別会計などが負担する借入金の返済額及び一部事務組合の借入金返済額のうち、本町の負担分の額を含めて標準財政規模に対する割合を指標化し、資金繰りの危険度を示すものであります。この比率を単年度で見ますと、平成24年度が5.7%、平成25年度は5.9%、そして平成26年度は8.3%となっております。上昇傾向ではありますが、3カ年を平均しますと6.6%で、前年度より0.6%の増となりました。平成26年度におきましては、平成22年度に借入れをいたしました臨時財政対策債の償還が始まったことや、元利償還金に充当する特定財源であります舞木土地地区画整理組合貸付金元利収入が減少したことが要因で、数値につきましては基準以下となっております。

続きまして、一番下になります。4番目、将来負担比率でございますが、この比率は町の各会計における借入金の返済を初め、一部事務組合の借入金返済額の本町の負担分など、将来において支払いが見込まれる負担等の標準財政規模に対する現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する割合がどの程度かを示すものでございます。平成26年度決算では、将来の負担見込み額に対しまして充当可能な財源が上回っておりますので、比率は算定されませんでした。

最後に、下段の平成26年度資金不足比率でございますが、これは公営企業の資金不足を公営企業の

料金収入など事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものでありまして、本町では下水道事業特別会計と水道事業会計が対象となっております。平成26年度決算においては、両会計とも資金不足は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

これらの結果から、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものであります。

なお、各指標及び算定根拠につきましては、去る8月7日に町監査委員の審査を受けましたので、その意見書を報告書に添付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。また、これらの指標につきましては、この後、町民への公表を行い、本町の財政の健全性をご理解いただくとともに、今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいりますことを申し添えまして、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 以上で報告を終わります。

○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第2、議案第37号 千代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第37号 千代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年5月に行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が公布され、本年10月から個人番号の通知が発送され、来年1月からは個人番号の交付及び利用が開始されることに伴い、本町の個人情報保護条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） それでは、議案第37号 千代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

平成25年5月に交付されました行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法により来月より個人番号通知カードが発行され、平成28年1月より個人番号カードの発行及びその利用が開始されます。マイナンバーは、不正な利用が行われないよう厳格に取り扱う必要があります、マイナンバー法におきましては、マイナンバーを含む個人情報を特定個

個人情報と定義いたしまして、一般の個人情報も大切でございますが、さらに手厚い保護措置を設けております。地方公共団体が保有いたします特定個人情報につきましては、マイナンバー法により、その取り扱いには当該地方公共団体が必要な措置を講じなければならない旨が規定されておりますので、町が保有する特定個人情報につきましては、適切な取り扱いが確保できますよう個人情報保護条例の一部改正を行うものでございます。

具体的な改正点につきましては、お手元の資料の新旧対照表によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1ページをごらんください。目次中第2章の範囲に変更が生じたため改正を行うものでございます。

次の第2条でございますが、マイナンバー法により新たに定義された特定個人情報や情報提供等記録、それと特定個人情報ファイルの用語につきまして、第3号から第5号として条例に追加し、現行の第3号から5号までを1号ずつ繰り下げるものでございます。

特定個人情報につきましては、先ほど申し上げましたように、マイナンバーを含む個人情報というふうに定義いたしますが、その他の用語につきまして申し上げますと、情報提供等記録とは、特定個人情報が情報提供ネットワーク上でやりとりをされた履歴、記録のことでございます。それと、特定個人情報ファイルとは、特定個人情報を含むデータベースのことを指すと考えていただけるとわかりやすいかと思えます。

下段から2ページにかけての第12条では、個人情報の利用及び提供の制限を定めておりますが、特定個人情報につきましては、次の条文で別扱いとするため、見出し及び条文におきまして特定個人情報を除く旨の改正を行うものでございます。

第12条の2は、新設の条文となりますが、特定個人情報の利用制限について新たに定めるものでございます。この特定個人情報の目的外利用や提供は、マイナンバー法に規定されている事由のみに認められることとされているため、法と同様の要件を条例に定めるものでございます。

第1項では、原則としての目的外利用の禁止を定め、第2項では法により認められた生命、財産の保護、かつ本人同意がある、または同意確認が困難な場合にのみ目的外利用を認めるものと定めるものでございます。

なお、情報提供等記録につきましては、本人向け開示以外の利用が想定されないため除外をいたします。

第3項では、他の法令等との関係を定め、第4項では目的外利用の範囲を必要最小限の組織単位で行うよう定めるものでございます。

次に、下段から3ページにかけての第13条では、個人情報の提供を受けるものに対する措置要求を定めておりますが、特定個人情報につきましては、マイナンバー法により利用目的などの制限が行われていることから、措置要求を講じる必要が生じ得ないため除外を行うものであります。

第15条の2では、特定個人情報保護評価について定めております。特定個人情報保護評価とは、個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言することを指します。この評価を実施した際には、有識者の意見を聞くことが国の委員会規則で定められておりますので、同様の内容を条例に規定するものでございます。

第16条第2項では、個人情報の開示請求ができるものを定めておりますが、本文中代理人を定義づけるとともに、第2号の特定個人情報につきましては、任意代理人での開示も可能とする旨を定めるものでございます。

第17条第2項では開示請求の手続を、4ページに参りまして、第18条では開示の義務を定めておりますが、さきの第16条の2項で代理人の定義づけを行いましたので、当該関係する文言の整理を行うものでございます。

第25条では事案の移送、つまり町内部の実施機関で事案を移して処理を行うことを定めておりますが、情報提供等記録につきましては、他の実施期間で開示等の決定をすべき事項が想定されないこと、法においても移送手続の除外をしていることから、条例におきましても同様に除外規定を定めるものでございます。

下段から5ページにかけましての第28条では、他の法令等による開示の実施との調整を定めておりますが、マイナンバー制度では自己の個人情報をインターネット上のサイトで閲覧できるよう制度設計がされております。サイト上での自己情報開示がより利便性が高いと想定されており、マイナンバー法においても、他法令との調整を行わないこととされているため、町条例におきましても特定個人情報を除外することを定めるものでございます。

第30条第1項では、第38条第1項の改正に伴いまして表現を改めるものであり、第30条第2項及び第31条第3項では文言の整理を行うものでございます。

6ページに参りまして、第36条では、訂正請求に係る事案の移送を定めておりますが、第25条と同様の理由により除外をするものでございます。

第37条では個人情報の提出先への通知を定めておりますが、情報提供等記録につきましては、情報紹介者、情報提供者のほか、情報提供ネットワークを管理する総務大臣においても記録保管されるものでありますため、新たに各号列記により別の取り扱いを定めるものでございます。

下段から8ページにかけての第38条におきましては、個人情報の利用停止請求を定めておりますが、マイナンバー法では、特定個人情報につきまして一般的な事由に加え、マイナンバー法に違反する行為のうち特に不適切な行為が行われた場合にも利用停止請求を認めているため、町条例におきましても同様の規定を行うものでございます。具体的には、第1項に特定個人情報を除く旨を定め、7ページに参りまして、新たに加える第2項で、特定個人情報の利用停止請求の事由を各号列記により定めます。第1号では利用、収集、保管、ファイル作成に対する違反を、第2号では提供に対する違反を

それぞれ規定するものでございます。

ページ下段では、現行の第2項を第3項に繰り下げ文言を整理するとともに、項の追加による引用条項を修正し、8ページに参りまして、現行の第3項を第4項に繰り下げのものとございます。

なお、7ページの第38条第2項及び8ページの第4項におきまして、情報提供等記録の除外を規定しておりますが、これは情報提供等記録がシステム上自動的に保存されるものであり、利用制限に違反する取り扱いは想定されないためでございます。

第39条では、第38条の改正により引用条項を修正するほか、文言の整理を行うものでございます。

なお、本条例の施行期日でございますが、マイナンバー法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日である平成28年1月1日からいたします。ただし、第15条の次に第15条の2を加える改正規定につきましては、公布の日からの施行となります。

また、第37条に各号を加える改正規定につきましては、マイナンバー法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日といたしますが、この規定の施行日につきましては、現在のところ平成29年1月1日の予定となっております。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 千代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第3、議案第38号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第38号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行により、本年10月から個人番号の通知カードの発行が、また来年1月からは個人番号カードの発行がそれぞれ開始されることに伴いまして、本町の手数料徴収条例に所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、1つは改正条例第1条により、現行条例第2条第1項に、第24号「通知カードの再交付手数料、1件につき500円」を新たに加え、もう一つは、改正条例第2条により現行条例第2条第1項第23号「住民基本台帳カードの交付手数料、1件につき500円」を「個人番号カードの再交付手数料、1件につき800円」に改正するものであります。

施行日につきましては、改正条例第1条の規定が平成27年10月5日で、同第2条の規定が平成28年1月1日となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第4、議案第39号 字の区域の変更についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第39号 字の区域の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、ふれあいタウンちよだ住宅団地造成事業の施工に伴い、現在ジョイフル本田西側の造成工事を行っております。西邑楽土地開発公社分の商業用地、第2期の2造成区域約7.5ヘクタールについて、字の区域を変更するものでございます。

詳細につきましては、建設水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第39号 字の区域の変更につきまして、詳細説明を申し上げます。

お手元の議案書4枚目以降に位置図、変更概要図、変更図が添付してございますが、4枚目の位置図をご覧いただきたいと思います。ふれあいタウンちよだの中の変更区域と表示してあります赤色の着色区域が今回該当する変更区域でございます。現在、ジョイフル本田西側におきまして、西邑楽土地開発公社分の商業用地、第2期の2造成工事を行っておりますが、この区域のうち主要地方道足利邑楽行田線の西側で、もとの3号用水の間につきまして、造成区域約7.5ヘクタール中で最も面積の多い大字萱野字権現に変更し、分譲区域内にまたがる複数の字を整理し、今後の混乱を防止の上、分譲に備えるものでございます。

詳細につきましては、2枚目の変更調書をご覧いただきたいと思います。大字萱野字若宮、字子ノ宮の各一部、約1.8ヘクタールを大字萱野字権現に変更し、造成区域の字を統一するものでございます。該当する地番につきましては、変更調書記載のとおりでございます。

5枚目の変更概要図及び6枚目の変更図をあわせてご覧いただきたいと思います。5枚目ですが、①、水色の字若宮、②、クリーム色の字子ノ宮が今回大字萱野字権現に変更となる区域でございます。

なお、字の区域変更内には西邑楽土地開発公社以外の地権者は含まれておりませんので、第三者に対する不利益等が発生する心配はないと判断いたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 字の区域の変更について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

○認定第1号～認定第6号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（福田正司君） お諮りいたします。

日程第5、認定第1号から日程第10、認定第6号までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、認定第1号 平成26年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、日程第6、認定第2号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第7、認定第3号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、日程第8、認定第4号 平成26年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第9、認定第5号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、日程第10、認定第6号 平成26年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定及び剰余金の処分について、以上6件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 認定第1号 平成26年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成26年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第6号 平成26年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定及び剰余金の処分につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項並びに同法第32条第2項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

私からは平成26年度決算を総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

さて、平成26年度の我が国経済は、アベノミクスの大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢からなります経済政策によりまして、株価の上昇や企業の業績回復など順調に推移しており、経済の好循環が着実に回り始めているものの、地方経済は消費税増税などによって消費の回復には至っていないのが現状であります。このような社会・経済情勢の中、本町におきましては、町民皆様の安全安心な生活と、福祉及び教育環境の向上を図るべく予算の執行に努め、各会計において決算を迎えることができました。

それでは最初に、平成26年度千代田町一般会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

決算額は、歳入総額52億9,618万4,857円、歳出総額50億2,204万781円となり、差引額は2億7,414万4,076円となりました。これから翌年度への繰越額1,590万9,000円を差し引いた実質収支額は2億5,823万5,076円と黒字決算となりました。景気は回復傾向にあるものの、依然厳しい地方財政の中にあつて、一応の成果と結果をご報告できますことは、議会を初めとする関係各位のご協力のたまものであり、心から感謝を申し上げる次第であります。

それでは、決算の概要を申し上げます。まず歳入でございますが、自主財源の根幹をなす町税におきましては、景気の緩やかな回復傾向により、企業部門に設備投資など改善が見られ、固定資産税で増額となりましたが、町民税及び町たばこ税ともに減額となりました。町税全体については1,103万7,235円の減額でありました。地方交付税につきましては、平成26年4月の地方消費税引き上げに伴いまして、基準財政収入額が増額となったことにより、1,407万1,000円の減額となっております。また、地交付税の振りかえとして発行されます臨時財政対策債につきましても、2,180万8,000円の減額となりました。財源内訳になりますが、自主財源比率が65.5%であり、前年度に比べ1.1ポイント減少しております。財政健全化判断比率につきましては、全て早期健全化基準を下回っており、また経常収支比率については、91.1%と前年度より0.7ポイント増加しましたが、今後とも健全財政の維持に努めてまいります。

次に、歳出の概要を申し上げます。まず、予算現額に対します執行率は95.9%であります。主な事業といたしましては、安全安心の確保対策では、確実な防災情報の伝達のため、昨年引き続き防災行政無線のデジタル化工事の実施や町有施設に防犯カメラを設置し、防犯対策の充実を図りました。また、老朽化により安全面を危惧しておりました役場庁舎エレベーターの改修工事を行いました。福祉関係では、総合福祉センターにおいて建物外壁の剝離が見られたことから改修工事を実施いたしました。

子育て環境の充実では、引き続き一時預かり事業を実施するなど、学童保育と保育サービスの充実を図りました。

都市基盤の整備では、道路維持補修事業、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕工事、都市計画道路整備事業を引き続き実施したほか、舞木地内に橋梁を新設し、交通の利便性の向上に努めました。農政関係では、上五箇地区、瀬戸井地区におきまして、小規模農村整備事業によります農道整備を実施

しました。

教育環境の充実では、幼稚園の預かり保育の実施、西小学校のトイレ改修工事を初め、千代田中学校武道館天井撤去改修工事、各小中学校職員室等エアコン取りかえ工事、温水プール・プールサイド床シート張りかえ工事など、行政全般にわたる事業に積極的に取り組んでまいりました。

今後も総合計画に基づくまちづくりを実現するため、また地方創生に係ります千代田町総合戦略事業の実施や財政危機突破計画、行政改革大綱に沿った行財政改革を着実に推進し、将来の安定した財源確保と健全財政に努めてまいります。

次に、平成26年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える最も基本となる医療保険の基盤としての役割を担っており、無職の方や退職者など、被用者保険の対象とならない原則75歳未満の方を加入対象としていることから、被用者保険の加入者に比べ加入者の平均年齢が高いため医療費負担が大きく、また平均所得は低いといった特徴があります。本町の国民健康保険事業につきましては、医療費抑制を念頭に事業運営に当たっておるところではありますが、少子高齢化の進行や医療技術の高度化などにより、1人当たりの医療費は依然増加しております。また、保険税につきましては、調定額や収入額の伸び悩みなど一般会計からの繰入額が大きかったことから、9年ぶりに税率の改定をさせていただきました。

このような状況の中、決算額は、歳入総額15億499万3,069円、歳出総額14億3,924万2,878円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の6,575万191円となりました。歳出は、予算現額に対しまして95.2%の執行率でありました。平成26年度では特定健診及び特定保健指導事業や早期介入保健指導事業などを実施し、将来の医療費の適正化に努めました。

今後も住民の皆様が安心して医療が受けられる国民皆保険制度を堅持していくため、相互扶助制度の趣旨や公平な税負担の啓発を推進してまいります。また、国民健康保険制度の運営に当たっては、社会保障と税の一体改革など制度改正の動向を見ながら事業運営を図ってまいりたいと思っております。

次に、平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

後期高齢者医療制度は、急速に進む高齢化社会の中で、医療の給付と負担を明確化・公平化するため、原則75歳以上の方を対象として平成20年4月に運用が始まり、群馬県後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事業運営を行っております。少子高齢化が進む中、高齢者の医療費は増加傾向にあります。

決算額は、歳入総額9,946万9,219円、歳出総額9,675万8,080円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の271万1,139円となりました。

歳出では、予算現額に対しまして96.9%の執行率でありました。今後とも年々増加する高齢者の医療費を可能な限り抑制できるよう、引き続き医療費適正化対策や健康意識の高揚に努めてまいります。

また、社会情勢に注視し、群馬県後期高齢者医療広域連合や関係機関と連携し、高齢者医療の安定・確保を目指してまいります。

次に、平成26年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

介護保険制度は、長寿高齢化社会の進展により介護を社会全体で支える仕組みとして創設され15年目を迎えました。制度の定着により、要介護・要支援認定者の増加とともに、介護サービスの利用者数も年々増加し、保険給付費については前年度より2,690万8,219円、3.3%の増加となりました。

決算額は、歳入総額9億5,802万2,823円、歳出総額9億3,175万5,079円となり、差引額及び実質収支額とも同額の2,626万7,744円となっております。歳出は、予算現額に対しまして97.4%の執行率でありました。今後も介護給付費の適正化や介護予防事業の取り組みを推進し、介護給付費の抑制に努め、引き続き介護保険事業の健全な運営に努めてまいります。

平成26年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

下水道事業は、公共水域の水質汚濁の防止を図る上から、欠かすことのできない施設として平成12年7月に供用を開始し、順次、管網の整備を推進し、事業認可区域の早期完了に向け供用区域の拡大を図っているところであります。

決算額は、歳入総額2億8,414万7,009円、歳出総額2億7,651万6,255円となり、差引額は実質収支額ともに同額の763万754円となりました。

歳出は、予算現額に対しまして97.1%の執行率でありました。平成26年度事業では、管渠築造工事を推進工法で274.3メートル、開削工法で728.6メートル実施いたしました。今後も接続の促進を図り快適な生活基盤整備の早期実現を目指すとともに、引き続き計画的かつ効率的に事業の推進を努めてまいります。

最後に、平成26年度水道事業会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

安全な水を安定的に供給するため、施設の維持管理を初め、老朽管の布設替え等を実施し、良好な給水体制の確立に努めてまいりました。しかし、給水人口の減少並びに節水意識の高まりによる水道水の需要の伸び悩みと、水道施設の老朽化に伴う修繕費用などの増加は、毎年、水道事業会計に大きな影響を与えております。

このような状況の中で、今後は群馬県東部地域の3市5町による水道企業団が平成28年4月に設立され、経営基盤、技術基盤の強化や、より安全で安心な水道水を提供することが予定されております。

決算額は、収益的収支において、事業収入2億5,269万8,060円、事業支出2億5,041万9,596円となり、差し引きで227万8,464円の純利益を計上することができました。

また、資本的収支では資本的収入3,072万円、資本的支出1億5,880万4,057円で、その不足する額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填し、収支の均衡を図りました。

また、平成26年度の地方公営企業の制度改正に伴う剰余金の処分につきましても、あわせて上程さ

せていただきました。今後とも企業団の構成団体としてより一層の経営努力に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算内容につきまして総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 続いて、白石監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

白石監査委員。

[監査委員（白石正躬君）登壇]

○監査委員（白石正躬君） それでは、平成26年度歳入歳出決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成26年度千代田町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況並びに水道事業会計決算について、去る8月6日、7日及び10日に審査を実施いたしました。詳細につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書のとおりでございます。

結論といたしましては、一般会計、各特別会計及び水道事業会計を通じて、審査に付された決算関係諸帳簿、証書類は整備されておりまして、計数的にも正確でありました。基金の運用も含め総体的にはほぼ健全な行財政運営がなされており、予算も効率よく執行され、行政目的が達成されたものと認めるものであります。

主な財政指標については、町の財政力を示す財政力指数が0.788、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が91.1%、町全体の公債費返済の負担の重さを示す実質公債費比率が6.6%となっておりまして、各指標についてはほぼ前年度と同様の値となっており、比較的良好な数値を維持しております。

歳入については、一般会計において町税の収入未済額が前年度より約700万円減少しております。各種未納対策への取り組みの努力がうかがえますが、国民健康保険税の収入未済額については、町税の収入未済額を超えており、収納率も若干下がっていることから、収入未済の解消に向けた積極的な取り組みを望みます。

また、一般会計において、舞木土地地区画整理組合への貸付金の償還が滞ったことにより全体的な収入未済額が増えていますので、法令等を適正に運用し、慎重かつ厳正な対応に努められるようお願いをいたします。

歳出については、今年度は団体への補助金関係について重点的に審査を実施したところでありますが、各団体において補助金が有効に活用されるよう補助内容等の適宜見直しをお願いします。

以上でございますが、本町の行財政運営におきましては、第五次総合計画に掲げる施策を基本とし、第六次行政改革大綱や第二次財政危機突破計画による行財政の合理化、効率化を図りつつ、住民福祉の増進と活力あるまちづくりのため、より一層努力されることを期待して、審査意見といたします。

○議長（福田正司君） ただいま監査委員から報告をいただきました本件につきましては、前もって

協議しましたように、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、12名全員による特別委員会を設置しまして審査していただくよう決定をいたしました。

名称につきましては、平成26年度決算審査特別委員会ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、名称は、平成26年度決算審査特別委員会ということで決定をいたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長指名ということで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ご異議がないようですので、議長から指名いたします。

委員長には4番、襟川議員、副委員長には5番、金子議員を指名いたします。

ただいま特別委員会が設置されたわけですが、上程されている認定6件は、一括して特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、一括して特別委員会に付託することに決定をいたしました。

審査につきましては、この会期中の3日間で実施していただくようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、審査は会期中の3日間で実施していただくことに決定いたしました。

○認定第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第11、認定第7号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 認定第7号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、今年3月31日をもって解散となりました同組合の平成26年度歳入歳出決算につきまして、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、旧構成2市5町において、それぞれ議会の認定を受ける必要がありますことから、今回認定議案として上程するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） それでは、認定第7号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合歳入歳出決算の認定につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、解散した組合の歳入歳出決算につきましては監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定をいただくということになっておりますので、上程したものでございます。

それでは、議案と一緒に決算書がついておりますが、決算書の事項別明細書によりましてご説明させていただきます。6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入でございます。1款1項1目市町負担金でございますが、収入済額は4,400万円であり、歳入総額の94.4%を占めております。各市町の負担金額は、右側備考欄の記載のとおりとなっております。

次の2款1項1目林間学校使用料につきましては、収入済額は7万1,100円で、夏休み期間中の一般利用者103人に係る使用料であります。

次の3款1項1目利子及び配当金は、東毛林間学校管理基金の利子であり、次の4款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金であります。

最後に、5款1項1目雑入でございますが、昨年2月の大雪による校舎屋根の被害に伴う共済金が収入となったものであります。

以上、歳入合計は4,659万8,653円となりました。

めくっていただきまして、次に歳出でございます。歳出につきましては、組合議会の議員報酬、そして総務費として一般管理費と林間学校費、それに予備費で構成されております。

それでは、8ページ、9ページをお願いいたします。1款1項1目議会費でございますが、支出済額24万9,300円は、組合議会議員10名分の報酬であります。

次に、2款1項1目一般管理費でございますが、支出済額は3,150万8,092円となり、歳出総額の68.7%を占めております。ここでは、組合及び林間学校にかかわる理事及び職員等の給料や手当等の人件費、それと事務経費、各種団体への負担金などの経常的な経費の支出のほか、東毛林間学校管理基金への積立金の支出となっております。

次に、下段の2目林間学校費でございます。支出済額は1,410万7,781円で、歳出総額の30.8%を占めており、前年度に比べて14%の増となりました。ここでは、林間学校の管理運営に係る経費を支出しておりますが、特に給水管修理や誘導灯などの消防設備、浴槽タイルの張りかえ修理など、校舎の老朽化に伴います諸設備について修繕を実施したことが主な増加の要因でございます。

10ページ、11ページをお開きください。11節需用費では、ただいま申し上げました学校施設の修繕費や燃料費、光熱水費などが主な支出となっております。

次の12節役務費では、電話やインターネット接続などの通信運搬費や各種検査手数料などの支出、13節委託料では管理人人件費の施設管理業務委託料を初め、施設設備等の保守管理委託料の支出となっております。

また、次の14節使用料及び賃借料につきましては、土地使用料や布団等リース契約料等を支出し、18節備品購入費ではパソコンや会議用テーブル及び折り畳み椅子などの購入費を支出いたしまして、19節負担金補助及び交付金では、各種協会等への負担金などをそれぞれ支出したものでございます。

以上、歳出総額は4,586万5,173円となりました。よって、歳入歳出差引額は73万3,480円となったものであります。

そのほか実質収支に関する調書につきましては、決算書の12ページ、それと財産に関する調書は、13ページから16ページにそれぞれ記載をしておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

なお、今回の決算剰余金及び基金等の歳計現金、その他全ての財産につきましては、昨年12月の議会におきまして議決をいただいておりますとおり、太田市に全て帰属することになっております。

詳細説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 続いて、白石監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

白石監査委員。

[監査委員（白石正躬君）登壇]

○監査委員（白石正躬君） それでは、平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算の審査結果についてご報告を申し上げます。

今回の決算審査は、東毛広域市町村圏振興整備組合が平成27年3月31日をもって解散したため、地方自治法第292条及び地方自治法施行令第5条第3項の規定を準用し、審査を行ったものであります。

審査に付された決算関係諸帳簿は整備されておまして、計数的にも正確であり、適正に処理されておりました。

解散した平成26年度末において、歳計現金は一般会計の決算剰余金が73万3,480円、財産は建物が1,749.599平米、購入単価が10万円以上の物品が42点及び東毛林間学校管理基金が3,760万円となっております。

歳計現金及び東毛林間学校管理基金については、東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書により太田市が承継し、財産についても、東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う財産処分に関する協議書により太田市に帰属されております。

今後につきましては、太田市が直営で林間学校を管理運営することから、千代田町としては、施設の借用をお願いする立場になりますが、利用者が従来と同様のサービスを受けられる環境の確保と一層のサービス向上のため、これまで以上に効率的で効果的な管理運営に取り組まれることを望み、審査意見といたします。

○議長（福田正司君） 白石監査委員には、意見書の報告大変ご苦労さまでございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第7号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、認定第7号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

○次会日程の報告

○議長（福田正司君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから17日まで休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、17日まで休会といたします。

なお、あす10日木曜日は総務文教常任委員会、11日金曜日は福祉産業常任委員会、14日月曜日は平成26年度決算審査特別委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、急遽ですが、本日終了後30分より全員協議会を開催をいたしますので、ご参集をいただきたいと思います。

○散会の宣告

○議長（福田正司君） 本日は以上をもって散会をいたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時17分）

平成27年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成27年9月18日（金）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成26年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
認定第 2号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 3号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 4号 平成26年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 5号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 6号 平成26年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第 2 議案第40号 平成27年度千代田町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議案第41号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第42号 平成27年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第43号 平成27年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第44号 平成27年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 発議第 1号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 議員派遣の件
- 日程第 9 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	福田正司君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	坂本道夫君
財務課長	椎名信也君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	柿沼孝明君
経済課長 兼農業委員 兼農務局長	野村真澄君
建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理者 兼会計課長	加藤政一君
教育委員 兼事務局 兼会長	高橋充幸君
農業委員会 兼会長	服部慎衛君
監査委員	白石正躬君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宗川正樹
書記	安西菜月
書記	大谷英希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(福田正司君) おはようございます。

本日の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○認定第1号～認定第6号の委員長報告、討論、採決

○議長(福田正司君) これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1に上げられております認定第1号から認定第6号までの案件については、本定例会2日目の9月9日に決算審査特別委員会を設置して審査を付託している案件であります。お手元に配付のとおり、審査が終了した旨の報告が来ておりますので、委員長より一括して報告していただきます。

特別委員長、襟川議員。

[4番(襟川仁志君)登壇]

○4番(襟川仁志君) 委員長報告を申し上げます。

決算審査報告。平成27年第3回千代田町議会定例会において、本特別委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、事件名。認定第1号 平成26年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成26年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第6号 平成26年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定及び剰余金の処分について。

2、審査経過。付託年月日、平成27年9月9日。審査年月日、平成27年9月14日、15日。

3、審査結果。認定第1号から認定第6号について、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長(福田正司君) ただいま一括して委員長より報告がありました。

本案件は、12名全員による特別委員会で審査されておりますので、委員長への質疑を省略し、これより1件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福田正司君) 異議なしと認めます。

それでは、1件ずつ進めてまいります。

初めに、認定第1号 平成26年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成26年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は委員長報告どおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第2号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は委員長報告どおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第3号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成26年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 平成26年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は委員長報告どおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第6号 平成26年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定及び剰余金の処分について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第6号 平成26年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定及び剰余金の処分について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、認定第6号は委員長報告どおり認定することに決定をいたしました。

○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第2、議案第40号 平成27年度千代田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第40号 平成27年度千代田町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,843万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,371万1,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、地方特例交付金や地方交付税につきまして本年度の交付額が確定しましたので、追加するものであります。

また、国庫負担金及び県負担金では、障害者自立支援に係ります自立支援医療費負担金を追加し、県補助金の農林水産業費県補助金では、認定農業者に係る農業機械購入を支援いたします。

特別会計繰入金では、各特別会計の剰余金が確定したことから、一般会計への繰り入れを行います。

繰越金では、前年度繰越金が確定しましたので、追加いたします。

次に、歳出でございますが、総務費では、前年度剰余金の確定に伴う基金の積み立てを行います。また、企画費の情報システム事業では、地域住民の利便性の向上、情報提供の場の確保のため、ケーブルテレビに出資をいたします。

民生費の国民健康保険事業では、出産育児一時金繰出金を追加いたします。

農林水産業費では、利根中央用水事業償還負担金を繰上償還といたします。

消防費では、千代田町地域防災計画の改定に係ります委託料を追加いたします。

教育費では、子育て支援及びスポーツ振興のため、スポーツ少年団育成補助金を追加いたします。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） おはようございます。それでは、議案第40号 平成27年度千代田町一般会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございます。第1条第1項では、予算の総額に追加する補正額を2億6,843万2,000円と定め、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,371万1,000円とするものであります。

第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額等を「第1表 歳入歳出予算補正」で定めることを規定しておりまして、2ページから5ページをご覧くださいと思います。

次に、債務負担行為の補正の第2条では、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」によることとしておりまして、6ページになりますが、債務負担行為補正では学童保育所施設リース事業を追加させていただきます。

地方債の補正の第3条では、地方債の変更は7ページ、8ページにあります「第3表 地方債補正」で定めることを規定しております。内容につきましては、臨時財政対策債を初め、それぞれの事業に充てます限度額を変更するものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして事項別明細書によりご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。8款1項1目地方特例交付金でございますが、交付決定によりまして交付額が確定しましたので、89万5,000円を追加いたします。

次に、9款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税につきましては、前年度の法人町民税の増、地方消費税交付金の増など算定上マイナス要因が大きかったことから減額で見込みましたが、今年度新規で人口減少等特別対策事業費の項目が算定に加わりました。本町では10年前の人口と現在の人口が他市町村と比較して減少率が少ないことなどから、人口減少対策費分を含めまして増額となりましたので、1億1,930万円を追加いたします。

次に、その下になりますが、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の3節障害者自立支援負担金168万7,000円の追加につきましては、歳出の31ページ上段の自立支援医療扶助費の増額に伴うものであります。

次のページ、14、15ページをお願いいたします。下段の14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の2節農業費補助金では、「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業費補助金として、認定農業者の農業用機械購入を支援するため48万円を追加いたします。

16、17ページをお願いいたします。下段の17款繰入金の1項特別会計繰入金では、介護保険事業特別会計繰入金、その下にあります下水道事業特別会計繰入金になりますが、それぞれ決算に係ります剰余金額が確定いたしましたので、1,538万4,000円及び763万円を追加いたします。

次のページをお願いいたします。上段の18款繰越金では、前年度決算の剰余金額の確定によりまして、1億2,823万5,000円を追加いたします。

その下になりますが、19款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入の2節滞納繰越分では、舞木土地区画整理組合等貸付金分につきまして貸付金の一部返済がありましたので、追加いたします。

次の4項雑入、3目雑入、3節雑入の後期高齢者医療療養給付費負担金精算返還金では、平成26年度分負担金の確定に伴います精算返還金であります。

20款1項町債、1目臨時財政対策債につきましては、普通交付税の代替としての起債でございますので、発行可能額が決定となりましたので、1,310万3,000円を追加し、その他の町債につきましても事

業費に合わせて補正をいたします。

続きまして、22、23ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明申し上げます。最初に申し上げますが、各款におきまして職員人件費の増減が補正となっております。これは4月の人事異動に伴うものでありますので、よろしくをお願いいたします。

なお、これからの説明に当たっては、右側説明欄をもとにご説明いたしますので、あわせてよろしくをお願い申し上げます。

それでは、24、25ページになります。上段の2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の25節積立金では、それぞれ基金条例に基づきまして積み立てを行うものですが、財政調整基金積立金につきましては剰余金の2分の1を超える額を積み立てることとなっておりますので、基金利子の追加分を含みまして1億3,003万8,000円を追加いたします。また、次の公共施設建設基金積立金では、普通交付税増額分と舞木土地区画整理組合等貸付金返還分を合わせまして積み立てを行います。

次に、5目企画費の情報システム事業では、ケーブルテレビ出資金といたしまして60万円を追加させていただきました。これは、現在ケーブルテレビを活用した情報提供の場が広がっておりますが、本町におきましても複数の光回線網を整備することにより、ICT（情報通信技術環境）の基盤整備と地域の魅力向上策を図るため計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。上段の2項徴税费、2目賦課徴収費では、町税過誤納金還付金及び還付加算金では法人町民税法人税割に係ります高額還付が発生いたしましたので、追加いたします。

次のページ、28、29ページをお願いいたします。下段にあります3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の国民健康保険事業では、出産育児一時金繰出金を196万円追加いたします。

次のページをお願いいたします。30、31ページでございます。上段の2目障害者福祉費では、歳入でもお話ししました自立支援医療扶助費を337万5,000円追加いたします。

その下にあります3目高齢者福祉費の在宅高齢者福祉等推進事業の在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給事業では、国の地域支援事業実施要綱の見直しに伴いまして、介護保険特別会計から240万円移行させていただきました。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の学童保育所管理運営事業では、学童保育の申込者が多く、現施設では手狭となっていることから、学童学舎をリースにより設置いたしたく、借上料150万円を計上させていただきました。

飛びまして、34、35ページをお願いいたします。下段の6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございますが、歳入でもお話しさせていただきましたが、「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業補助金を48万円追加させていただきました。

一番下にあります5目農地費、用排水路等整備事業では、次のページになりますが、利根中央用水事業償還負担金を544万6,000円追加いたします。利根中央用水事業につきましては、農業用水の合理化を図るため、利根大堰より取水する邑楽用水路の改修等を実施した事業であります。償還期間は平

成30年までとなっておりますが、県の繰上償還の要望調査があり、支出負担軽減のため今回計上させていただきます。

38、39ページ下段をお願いいたします。8款土木費、4項都市計画費、4目公共下水道費の公共下水道整備事業では、下水道事業特別会計繰出金を公共下水道接続促進補助金などに充てるため612万5,000円を追加いたします。

40、41ページをお願いいたします。9款消防費、1項消防費、4目災害対策費の災害対策事業では、地域防災計画策定業務委託料といたしまして237万6,000円を追加いたします。地域防災計画につきましては、平成20年度に策定いたしましたが、その後自然災害等による被害状況等に変化が見られるため、改定を予定しております。

42、43ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、4目教育研究所費の教育研究奨励事業では、臨時補助教員賃金など合わせて337万円を追加いたします。

飛びまして、46、47ページをお願いいたします。中ほどの5項社会教育費、3目文化財保護費の一般経費では、上五箇にありますが愛宕神社の文化財説明板の設置工事費の計上であります。

下段にあります6項保健体育費、1目体育総務費、次のページの一般経費では、スポーツ少年団育成補助金を子育て支援及びスポーツ振興のため追加いたします。

中ほどの4目給食センター費の共同調理場施設管理事業では、電気設備におきまして老朽化により劣化が見られることから、補修工事を実施いたします。

その下の5目運動場管理費の東部運動公園施設管理事業では、身障者マーク等路面標示を改修いたします。

次の50、51ページの予備費でございますが、予備費を289万2,000円追加いたしまして、収支の均衡を図るものであります。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） おはようございます。1点だけ質問させていただきます。

41ページの災害対策事業として、地域防災計画策定業務委託料であります。課長の説明によりますと、27年度改定予定ということで、近年の地震あるいは大雪等災害が増えているということで、それに対応したものと思いますが、先日の鬼怒川の洪水、そういうのを考えまして質問したいと思います。

9月9日、前橋ではダムの放流によりまして避難準備情報が出たということですが、市役所には避難準備情報とはどういうことをしたらいいのだということで電話が殺到したそうであります。

そういうことから考えますと、防災教育とかそういうのが大切だなというようなことを実感いたしました。

地域防災計画、平成20年度に策定してあるということで、読ませていただきました。そんな中で、また質問したいと思います。災害によって町内に被害が発生するおそれが高まった場合に、町民に避難を呼びかける情報を発表する必要があるわけであります。そんな中で、情報の種類と、とるべき避難対応というものを町民にどのように提供していくか、その辺について質問したいと思います。

2番目に、千代田町の洪水ハザードマップというものがありますけれども、これを見ますと、千代田町役場というのがマックス、最大2メートルの想定予定であります。そうしますと1階が水没するのではないかと思います。災害本部があるわけですが、災害本部が機能するのか。先日の常総市ですと、市役所が水没して災害本部が機能麻痺を起こしたということであります。本町の場合はどのように機能するのか確認したいと思います。

3点目が、この洪水のハザードマップを見ますと、千代田中学校がマックス5メートルの想定であります。そうした場合に、それは例ですけれども、避難場所についての選定基準、これについて確認したいと思います。

以上で終わります。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） 柿沼議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の災害があった場合の避難情報の関係でございます。その前に、この地域防災計画につきましても、いろいろと国の計画、県の計画、各地で起きました災害に対応するべく、変更が行われております。それに整合性を持たせるために、今回改めて見直し等改定を図っていくためのものがございます。それを前提にお聞きいただければと思います。

まず、避難情報につきましても、先ほども例をお話しいただきましたが、避難準備情報というのがございます。これは、災害時に要援護者等、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階、そういう段階で避難準備情報というのを発するもの。その次の段階といたしまして、避難勧告がございまして、通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階ということでございまして、最終的には避難指示というものが出されるわけでございます。切迫した現在の状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される場合ということになっております。

いずれにしても、こういう情報を出しても、住民の方が理解ができないということでは何ら意味をなさないわけでございますので、こういうものにつきましても住民との共有化を図りながら、情報の共有化を図るために町といたしましてはいろいろ情報をホームページあるいは広報等で、こういう場合はこういう内容ですよということを共有したいと考えております。

それと、2点目の質問でございますが、役場が2メートル程度、ハザードマップでは浸水するという想定になっております。そのような中ではございますが、洪水の災害の避難施設につきましても、

2階以上の建物を主に設定を現行ではしております。そういう想定の中でございますので、役場が災害対策本部として最低限の機能はできるのではないかとこのように判断はしております。

それと、3つ目でございますが、避難所の例といたしまして、中学校がマックス5メートルでどうするのかということでございますが、現在のところ、千代田町、西高東低の地形でございますので、その中で2階以上の建物を洪水の場合の避難所として設定しているわけでございますが、やはりほかに高い建物がない以上、最低限の想定をさせていただいているわけでございますが、今回の地域防災計画を作成していく段階でいろいろ検証して、総合的に検証してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 常総の場合は逃げ遅れだとかそういったことで、ヘリコプターによる救助とか、そういったことも考えられますので、実際にあった例とか参考にしながらやっていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はございますか。

10番、黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 補正予算について二、三点伺いたいと思っております。

最初に、地方交付税ということで、歳入の件なのですが、非常に高額、1億1,900万補正されているわけです。課長のお話ですと、算定要因が甘かったというお話で、説明がありました。当初、予算計上に当たって、毎年度ある程度の基準があるかと思っております。内容を見ますと、25.4%の補正額、非常に高い。算定が甘かったというお話なのですが、何に対して甘かったのか、その辺について1点伺いたいと思っております。

それから、2点目なのですが、繰越金についてなのですが、18款、19ページですね、前年度繰越金、補正額が1億2,823万5,000円ですか、補正前の額が1億3,000万ということで、これは98.6%、非常に高い比率を示しているわけでありまして。繰越金ですから、多分前年度の決算から引き出されてきたのではないかと、こんなふうに思うわけですがけれども、議会でもかなり補正予算、議会、何回かやられたことだろうと、こういうふうに思います。これについて、非常に繰越金が高い、この要因について伺いたいと、こういうふうに思います。これが2つ目です。

次に、総務費について、25ページなのですが、財産管理費、基金積立金、これは非常にお金が余ってきたのかどうかちょっとわからないのですが、2億3,600万という高額な金額がここへ積み立てられるわけです。27年度基金残高、積立残高、幾らぐらいになるのか。これに対して、基金を積み立て

るのだから借金は減るのではないかな、使うところはない、借り入れはなくなるかなと、そういうふうに想像するところであります。続きまして、その逆の借入金の期末残高、これについて予想される金額を伺いたい、こういうふうに思います。

あと、総体的に見て、何か職員人件費、凹凸が、増えたり減ったりというのがあるのですが、衛生費なんかですと職員人件費が450万強、その他でも、保育園だったかでも人件費が減っていると。職員についてどんな推移を示してきているのか。

その4点について伺いたいと思います。以上です。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） 黒澤議員のご質問にお答えいたします。

第1点目の地方交付税の積算の関係でございます。先ほどもご説明させていただきましたが、総額で1億1,930万円の追加ということでございます。普通交付税の増加要因でございますが、平成27年度の普通交付税におきましては、地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要が新たに創設されたわけでございます。この中に人口減少等特別対策事業費によりまして算定することとなったわけございまして、この人口減少等特別対策事業費の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の取り組みの必要度及び取り組みの成果を反映させるということでございます。取り組みの必要度では、現状の指標が悪い団体に割り増しをする。また、本町に該当すると思われませんが、取り組みの成果では、指標を改善させた団体に割り増しとなるというものでございます。つまり、10年前と現在の人口を比較いたしまして、人口の減少率が他市町村より少ないということから、基準財政需要額に8,000万円余り追加となったわけでございます。その他を含めまして、現状の1億1,930万円ということでございます。

この見積もりが甘かったというようなご指摘でございますが、当初はそのまち・ひと・しごと創生事業の推進について、新規の財源ということであるわけでございますが、それが法人町民税の法人税割の交付税財源化に伴う効果等を見積もっていなかったということでございます。また、この交付税増額分が、このまち・ひと・しごと創生事業がいつごろ増額になってくるのかということが不透明だったことから、当初予算ではこの増額分を繰り入れていませんでした。今後その辺が、不透明さが解消されれば、次年度以降対応していきたいと考えております。

また、繰越金の高い要因ということでございます。繰越金につきましては、当然予算額から執行額を差し引いたもの、当然不用額というものが出てくるわけでございます。これらにつきましても、監査委員さんを初めましていろいろ指摘されているわけでございますが、なかなか3月の最終補正予算で見込みがつかないものが多々あるわけでございます。そういった中から、繰越金の予算につきましては例年どおり1億数千万というようなことを計上させていただいているということでございます。先ほど申し上げましたこの不用額についてもっと透明性があれば、繰越金の額につきましても近い数字で計上できるのかというような考えでおります。

また、3番目の基金の関係でございます。基金につきましては、議員さんのほうに平成26年度決算資料というものがいつているかと思ひます。これの決算分析というのがございまして、この中に決算等が出てゐるわけでございます。その中に決算のものがありまして、平成26年度末で申し上げますと26億7,094万8,626円ということになりまして、これを今申し上げましたようにプラス・マイナスをさせているというようなことになります。

いづれにしても、この基金については、貯められるとき、積み立てできるときに積み立てをいたしまして、なるべく借金、起債の残高が減るように努めているわけでございます。決算カードという資料もお配りさせていただきました。この中にも、基金残高あるいは起債の残高という項目がございひます。これらに照らし合せて、財政力を上げるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） 黒澤議員のご質問にお答えいたします。

人件費関係でございます。基本的には、職員の人事異動に伴う金額でございます。大きいところにつきましては、それなりの事情がございひます。例えば、財務課におきましては、勸奨退職を6月までに申請していた職員がその年度で退職いたしました。そうしますと、退職することがわかっておりますので、27年度の予算につきましては、最低1人は退職するということで、1人は職員を確保しなくてはなりませんので、その職員の分につきましては採用予定の新人のとりあえずは給料で予算を組んでいたということでございひますので、そこに新たに、係長職でございますが、異動しましたので、その分の不足で、200万からの金額が大きく今回補正になっていると。

ほかの項目につきましては、各所管の課局の異動でございますので、金額はそれほどは大きくはないですが、増減がありました。そういう予定でございます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 先ほど問うたわけなのですが、予算計上の範囲というのが多分あるかと思うのですけれども、どのぐらいの範囲。パーセントでわかれば、20%以内だとか15%以内だとか、何かこの千代田町で算出する根拠、その辺についてもう一度お願いします。

それから、基金残高、それから27年の借入残高、こういうものは予想はできないものかどうか、再度伺いたいと思ひます。

以上です。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） 予算計上の予算額の増減かと思ひますけれども、この予算につきましては、まず歳入見積もりを出させていただきます。主に町税、それと先ほど申し上げました地方交付税、これらが大きなウエートを占めているということでございひます。また、歳出につきましては、大きな

事業が、総合計画等に予定されているかどうか。それらを勘案して予算組みを編成するということになります。したがって、昨年度あるいは今年、そしてまた来年度というようなことで、予算の増減につきましては、それら事業計画に基づきまして組んでいくということになるかと思えます。

また、基金の関係でございます。基金につきましては、平成26年度末の残高26億7,094万9,000円余りですか、これについて現年度、今年度の予算についた剰余金ですか、それらが決まらないとなかなか決定していかないというようなこともございます。

また、起債の返済につきましては、これは計画書ができておりますので、それらに沿って返済していくと。元金及び利子について、それら計画書に沿って返済していくというようなことになります。ただ、余り返済額が基金より大きいということであると、借金がかさむというようなことになりますので、それらを勘案して基金のほうの積み立ては実施させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） よろしいですか。

○10番（黒澤兵司君） 以上です。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第40号 平成27年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第3、議案第41号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第41号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2,253万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,910万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきまして申し上げますと、歳入では、国民健康保険税及び前期高齢者交付金を減額し、繰入金及び繰越金を追加するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費のほか、諸支出金といたしまして国庫支出金及び退職者医療交付金の精算返還金を追加するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから、国民健康保険特別会計補正予算につきまして詳細説明をさせていただきます。

補正予算書7ページ、8ページの事項別明細書をご覧くださいと思います。まず、歳入ですが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税、2目の退職被保険者等国民健康保険税ですが、現年課税分につきましては、本算定によりまして4月1日現在に遡及して賦課額は決定いたしましたので、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分をそれぞれ減額させていただきました。また、滞納繰越分につきましては、前年度までの滞納繰越額が確定いたしましたので、現年課税分と同様に、それぞれ医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分を減額するものでございます。

9ページ、10ページをお開き願いたいと思います。5款1項1目の前期高齢者交付金につきましては、65歳から75歳未満の被保険者等に関する医療費について、国民健康保険と社会保険等との医療保険者間の財政調整として交付されるものですが、交付額が決定したため、7万1,000円を減額するものです。

9款1項1目の一般会計繰入金ですが、出産育児一時金繰入金は歳出の2款4項と連動しているもので、出産育児一時金の支出増が見込まれるため、7名分を追加補正いたしました。その支出額の3分の2に当たります196万円を追加するものでございます。

10款1項2目のその他繰越金につきましては、前年度事業の確定に伴いまして、4,575万円を追加するものでございます。

11ページ、12ページをお開き願いたいと思います。続きまして、歳出でございしますが、2款4項1目の出産育児一時金につきましては、給付実績に伴う支出見込み増のため、7名分を追加するものでございます。

3款1項1目の後期高齢者支援金及び4款1項1目の前期高齢者納付金につきましては、今年度の概算負担額が決定されたことを受けまして、それぞれ追加するものでございます。

13ページ、14ページをお開き願いたいと思います。11款の諸支出金でございますが、1項3目につきましては、平成26年度概算交付の国庫支出金の精算に伴う返還金1,934万9,000円を、4目につきましては、退職者医療交付金等返還金16万3,000円を追加するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第4、議案第42号 平成27年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第42号 平成27年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2,394万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億9,406万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入では、事業費の見直しにより介護保険料、国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金をそれぞれ減額いたします。また、繰越金では前年度繰越金が確定しましたので、追加いたします。

次に、歳出ですが、総務費では一般管理費を追加し、地域支援事業費では任意事業費を減額いたします。また、公債費では財政安定化基金償還金を追加し、諸支出金では償還金及び一般会計繰出金を追加いたします。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから、千代田町介護保険特別会計補正予算につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、8ページ、事項別明細書のほうをご覧くださいと思います。まず、歳入でございますが、1款の介護保険料では、事業費の見直し及び予算の均衡を図るため99万7,000円を減額するものです。

3款の国庫支出金では、2項3目の地域支援事業交付金におきまして、任意事業費の見直しにより93万6,000円を減額し、4目の介護保険事業費では、介護保険システムの改修事業費に対する2分の1の国庫補助として63万1,000円を追加するものです。

5款の県支出金では、3項2目の地域支援事業交付金におきまして、任意事業費の見直しにより46万8,000円を減額するものです。

9ページ、10ページをお開き願います。7款の繰入金では、1項3目の地域支援事業繰入金におきまして、任意事業費の見直しにより46万8,000円を減額し、5目のその他一般会計繰入金では、事務費の見直しにより22万1,000円を追加するものです。

8款の繰越金につきましては、前年度事業の終了に伴い繰越額が確定しましたので、2,596万6,000円を追加するものがございます。

11、12ページをお開き願います。次に、歳出でございますが、1款の総務費では、1項1目の一般管理費におきまして、制度改正による被保険者証様式の変更に伴う印刷製本費を4万2,000円追加し、また平成29年度から開始予定の介護予防・日常生活支援総合事業への対応に係る電算業務委託料を81万円追加するものです。

次に、4款の地域支援事業費では、2項3目の任意事業費におきまして、家族介護慰労金240万円を減額いたします。これにつきましては、昨年度まで特別会計、介護保険のほうと、それと一般会計のほうでそれぞれ分けて計上してございました。対象者の要件に応じて、いずれかの一般会計からか介護保険からか分けて支出しておりましたが、平成27年度から国の地域支援事業実施要綱が見直されまして、これまで対象事業に含まれていた要介護認定者に対する家族介護慰労金支給事業が除外され

ることとなりましたので、つまり国から介護保険のほうに補助金が入らなくなりましたので、一般会計のほうに戻らせていただくと、こういう形になるための減額でございます。

6 款の公債費では、1 項 1 目の財政安定化基金償還金におきまして、平成24年度から平成26年度までの第 5 期計画期間における借入金が確定したことに伴いまして、48万1,000円を追加するものです。

13ページ、14ページをお開き願います。7 款の諸支出金では、1 項 2 目の償還金におきまして、前年度の国庫負担金等に係る精算返還金963万2,000円を追加するものでございます。

7 款 3 項 1 目の他会計繰出金では、前年度事業の確定に伴い、一般会計からの繰入金の余剰分を取り戻すため、1,538万4,000円を追加するものでございます。

以上で、簡単でございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 平成27年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

○議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第 5、議案第43号 平成27年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第43号 平成27年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）に

つきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,565万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,423万8,000円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入では、県支出金に公共下水道整備事業補助金を追加し、また一般会計繰入金及び繰越金を追加いたします。

歳出では、総務費に公共下水道接続促進補助金を新たに追加し、下水道への接続の促進を図るほか、事業費、公債費を追加いたします。また、繰出金につきましては、繰越金の一部を一般会計へ繰り出すため追加をするものであります。

詳細につきましては、環境保健課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 柿沼環境保健課長。

○環境保健課長（柿沼孝明君） それでは、議案第43号 千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページ、8ページをお願いいたします。初めに、歳入でございます。4款県支出金につきましては、190万円を追加いたします。内訳につきましては、流域関連の公共下水道に対しまして普及促進を図るため、県費補助率が3%から5%へ引き上げられることになったことから40万円を追加するとともに、新たに下水道接続工事費に対する補助金150万円を追加するものでございます。

次に、5款繰入金でございますが、歳出における不足額を補うため、一般会計からの繰入金612万5,000円を追加するものでございます。

次の6款繰越金につきましては、前年度繰越金が確定いたしましたので、762万9,000円を追加するものでございます。

めくっていただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。歳出でございますが、ページ右側の説明欄の事業内容をもとに説明をさせていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、公共下水道接続促進補助金を新たに計上させていただきます。これは、先ほど歳入の説明でも申し上げましたが、公共下水道への接続工事に対する補助金といたしまして、30件分、450万円を新規に計上するものでございます。

次に、2款事業費、1項公共下水道費でございますが、1目管渠整備費につきましては、下水道の全体計画において、下水道事業を行った場合の効果の確認を行うため、管渠実施設計委託料200万円を新たに計上をいたします。

2目管渠管理費につきましては、施設保守管理事業といたしまして、下水道管路施設補修工事費105万円を追加いたします。これは、舞木地内の下水道管理設箇所において舗装が下がってしまったため、舗装補修工事を行うための費用でございます。

次の3款1項公債費、2目利子でございますが、下水道工事に充てるため借り入れました起債の利子につきまして不足が生じたので、47万4,000円を追加するものでございます。

めくっていただきまして、11、12ページをお願いいたします。4款諸支出金、1項1目繰出金につきましては、前年度繰越金が確定いたしましたので、一般会計へ戻すため、一般会計繰出金763万円を追加するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 平成27年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第6、議案第44号 平成27年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第44号 平成27年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、収益的支出につきまして減額、資本的支出につきまして増額を行うものでございます。

まず、収益的支出では、既定の支出予定総額から312万2,000円を減額し、2億7,611万2,000円とするもので、資本的支出では、既定の支出予定総額に4,328万5,000円を増額し、1億6,219万7,000円とするものです。

補正内容につきましては、収益的支出においては消費税の減額、また資本的支出においては緊急施工箇所分の追加及び広域化に伴う監視システムの整備など建設改良費の増額となります。

詳細につきましては、建設水道課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） それでは、議案第44号 平成27年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明を申し上げます。

4ページの明細書をお願いいたします。最初に、収益的支出でございます。まず、1款水道事業費、2項営業外費用、3目消費税でございますが、これは次に説明いたします資本的支出における建設改良費の増額に伴う消費税減額補正となります。これは、工事費等の支払いについては消費税込みであるため、工事費の増額に伴い仮払い消費税が増え、その結果納付消費税が減額となるものでございます。

次に、資本的支出でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、2目配水施設整備費では、主要地方道熊谷館林線鍋谷地内医王寺から荒木歯科医院付近まででございますが、館林土木事務所における緊急改良工事を実施していただけることとなったため、本路線内に埋設されている石綿管φ75ミリの布設がえ工事、延長約135メートルをダクタイル鋳鉄管のφ100ミリに対応いたしたく、設計業務委託料及び老朽管布設がえ工事費を増額するものでございます。また、負担金では、群馬東部水道広域化における平成28年度分交付金事業における老朽管布設がえ工事に係る設計業務委託、広域一括発注をしているものでございますが、千代田町分の施工延長の増加確定に伴い、負担金を増額するものでございます。

続きまして、3目浄水施設整備費では、来年4月の広域化に伴い、千代田町の浄水場の運転管理は全て館林市に設置される館林支所において集中管理を行うことから、館林市と同水準の遠隔監視システムの構築のほか、運転管理を行うための緊急改善部分の更新についての増額となります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第44号 平成27年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第7、発議第1号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、細田議員。

〔9番（細田芳雄君）登壇〕

○9番（細田芳雄君） 発議第1号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

これまで議会における欠席の届け出については、事故のため出席できないときは、その理由をつけ議長に届け出なければならないと規定されておりましたが、今回新たに議員本人の出産に伴う議会の欠席について規定するものでございます。現在本議会におきましては女性議員はおりませんが、全国町村議会議長会から示されている標準町村議会会議規則において、出産の場合の欠席の届け出を新たに追加した改正が行われたため、本町の会議規則においても全国議長会の会議規則との整合性を図る観点から、今回この改正を行うものです。また、昨今の男女共同参画社会の進展など社会情勢なども勘案し、千代田町議会会議規則の一部改正を発議させていただきますので、議員各位のご理解をお願いいたしまして、提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、提出者に対し、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

細田議員、自席へお戻りください。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

○議員派遣の件

○議長（福田正司君） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、1件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（福田正司君） 日程第9、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（福田正司君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 平成27年第3回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

す。

皆様には、今月8日の開催以来、本日まで11日間にわたり、平成26年度の決算認定を初め、ご提案申しあげました全ての案件につきまして原案どおりご決定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会から決算審査特別委員会が設置され、より充実した審議により、平成26年度決算の認定を受けることができました。議員各位の労を惜しまない献身的な姿勢に対し、心から敬意を表する次第であります。

加えまして、本定例会会期中に町の防災訓練を実施させていただきました。今回初めて住民参加型、体験型の訓練内容といたしました。議員の皆さんを初め、地域、学校、企業など多くの方々に参加していただき、少しでも防災意識の高揚を図られたならば幸いです。過日の栃木、茨城、宮城を襲った記録的な大雨によりまして、河川の越水や堤防の決壊など各地に大きな被害が出たわけですが、利根川に面している本町におきましても改めて有事に備える必要性を感じた次第であります。利根大堰につきましては、管理を行っている水資源機構においてゲートの動作確認や機械のメンテナンスが定期的に行われているとのことですが、今後とも平常時から災害対応の充実に努めてまいりたいと考えております。

さて、現在全国の自治体では生き残りをかけ、地方創生に係る総合戦略の策定作業が進められております。本町におきましても、各部署横断的な体制により、協議を進めているところであります。今後5年間の成果を考えますとなかなか難しい面もございますが、人口減少対策も軸に効果的な取り組みを進めてまいりたいと思っております。

このほかにも、来年1月のマイナンバー制度の運用開始、あるいは4月の水道事業の統合による企業団の設立など、これまでにない事業も控えております。多忙をきわめる日々が続きますが、住民の皆様にも納得していただけるよう、年度後半の事業運営に努めてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、議員各位には町政発展のため引き続きご指導、ご支援のほどをお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（福田正司君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る8日から本日18日までの11日間にわたり、平成27年第3回千代田町議会定例会が開催されましたが、その間、議員各位には、上程された諸議案に対し終始ご熱心にご審議賜り、上程されました案件も全て議了しましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

また、今定例会より、12名全議員による特別委員会を設置して決算審査が行われ、予算の使途を精査し、その効果について確認が行われた結果、各会計について全て認定されました。今後とも効率的かつ効果的な予算執行に努めていただくとともに、税負担の公平性の観点から、納税への啓発と収納率のさらなる向上にも引き続きご尽力いただきますようお願いいたします。

また、監査報告をいただきました白石代表監査委員におかれましては、お忙しい中、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

さて、地方創生に目を向けますと、現在本町においても地方版総合戦略の策定が急ピッチで進められております。議会といたしましても、この計画が千代田町の将来に大きな効果を生み出せる施策となるよう、ともに取り組んでまいりたいと考えております。

町当局におかれましては、会期中、議員各位から寄せられた意見や要望等を尊重していただき、地方創生や町行政の執行に反映させていただくよう、改めてお願いをいたします。

結びに、ご参会の皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げ、平成27年第3回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間大変ご苦勞さまでございました

閉 会 （午前10時29分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成27年 月 日

千代田町議会議長 福 田 正 司

①署名議員 黒 澤 兵 司

②署名議員 青 木 國 生